

平成26年第3回砂川市議会定例会

平成26年9月9日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について
議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について
議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

増 井 浩 一 君
土 田 政 己 君
水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君
増 山 裕 司 君

○出席議員（13名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君

小 黒 弘 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君

北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿
事	務	局	次	長	高	橋	伸
事	務	局	主	幹	佐	々	木
事	務	局	係	長	杉	村	有

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について
議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月8日に委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に多比良和伸委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査をし、議案第4号から第6号及び議案第1号から第3号の一般会計、特別会計の補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第4号から第6号まで、第1号から第3号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号から第6号まで、第1号から第3号までを一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大きく1点、合葬式墓地についてお伺いをいたします。近年少子高齢化が進み、墓を管理、維持できなかつたり、経済的な事情から墓を建てられない市民を対象に、複数の故人を共同で埋葬する合葬式墓地の整備をする自治体がふえてきています。主に首都圏で開設されていますが、合葬式墓地は承継者の有無に関係なく、生前に本人が申し込むことができ、公営のものは民営のものに比べ使用料が安く、また宗教や祭祀も一切自由とされています。道内では、お寺で共同納骨堂を持つ合葬式墓所はありますが、宗教法人によって経営される永代供養墓においては意味合いの中に墓所を管理するだけでなく供養するという宗教的な行為が含まれます。一方、公営で行う合葬式墓地は、遺骨の管理はなされますが、供養といった宗教的な概念はないようです。今後、砂川市においても少子高齢化の影響で無縁墓の増加を食いとめることができるほか、共同納骨堂をつくることによって土地の確保がしやすいなどメリットがあり、市民ニーズも高まってくると思いますので、合葬式墓地の整備を実施する考えはないかを伺います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 合葬式墓地の整備についてご答弁を申し上げます。

本市には、現在市営墓地として北吉野墓地があり、平成24年度に新たに268区画を造成し、全区画数4,987区画のうち貸し付けしていない区画数は476区画の状況であります。なお、平成24年度に造成した268区画につきましては、市内在住で1区画、面積6平方メートル、18万円で貸し出しており、この貸付状況は平成24年度13件、平成25年度15件、平成26年度8月末現在5件の計33件であります。一般的には墓地の考え方として、お墓は先祖代々家族単位等で建て、継承者が維持管理しているものがありますが、合葬式墓地は継承者の有無に関係なく1つのお墓に多くの遺骨を埋蔵し、一

元的に管理する方法であり、一時金として管理料をいただくことにより、その後の負担は生じないものであります。また、生前に申し込むことができるなど、新しいタイプの墓地であります。このことから、お墓を管理する人がいない、子供や孫には負担をかけたくないなどといったことや経済的にも墓石を建てる必要がないなど、少子化、核家族化の影響や社会情勢を反映して、近年お墓に対する意識にも変化が見られるようになり、大都市圏では公営の合葬式墓地が整備されてきております。今後は、多様なニーズに応える一つの方法として、市民の要望を把握しながら合葬式墓地の整備について検討すべき課題であると考えております。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 今の答弁で検討はしていただけるということはわかりました。しかしながら、やっぱり首都圏を主に合葬式墓地がふえてきたというのは、少子高齢化、核家族化にこれから本当になっていく問題だと思っております。その中で子供のいない世帯だとか、子供がいても、子供1人で娘だと遠くに嫁いでしまうというようなことも考えられます。そのときにお参りに1年に1度ぐらいは来ればいいのですけれども、無縁墓みたいな状況も考えられると思います。そんな中で道内でも調べたところ、小樽市さんも昨年あたりから行って、小樽の場合は小さい墓碑といいますか、石碑を設けていまして、砂川でも大きい小さいは今後市民ニーズの答えといいますか、それを見てから決めればいいのかなどは思っておりますけれども、大小にかかわらず、無縁墓がふえていく前に自分のお墓を自分の代で、人に迷惑かからないといいますか、合葬式のところに移そうというようなニーズも出てくるのではないのかなと思っておりますので、早目といいますか、この合葬墓が必要なのかというようなニーズを調べることを早く行ったほうがいいのではないのかなと思いますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま合葬式墓地のニーズについて早目に調べてはどうかということをごさいましたけれども、まず公営の墓地のあり方として、今1回目のご答弁もお話を申し上げましたとおり、砂川市においては1つの区画をお貸しをして、そこに墓石を建立いただくということになってございますので、例えば合葬式になりますと、お貸しするというのではなくて、砂川市がそれを建設をして、そして料金をいただいて収納して、そこに納めるということになりますので、この辺の考え方が1つ公営として成り立つかどうかというのがありますし、もう一つは、例えばそのときは無縁にはなる可能性は少ないのかもしれませんが、例えばお子さんがいないですとか、なかなかお墓を継承してくれる方がいないということになりますと、恐らくその次の次の代ぐらいには無縁になっていくという部分もございますので、この部分も十分に考慮しなければ、公営で、例えば今はいいけれども、将来そうなり得るといふものを合葬式で建立するかどうかということについては慎重に検討はしなければならないというふうには思っています。ただ1つ、

少子化ですとか、核家族化ですとか、ひとり暮らしの高齢者がふえる、身寄りのない方がふえると、これもふえていくのは事実でございますので、どこかの時点では必ずそういうものが早急な検討課題になるということは想定はしておりますけれども、今現在、なかなかこちらのほうにそういうような要望が多々寄せられているという状況にはございませんので、そういうものを勘案しながら総合的に考えてまいりたいと思いますので、もしそういう状況になりましたらニーズ調査というのも一つの選択ということで考えてまいりたいと思います。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 今そういう声がないということでありました。しかしながら、そういう声もあるのも事実であります。というのは、やはり自分の2世代後とかと考えたときに新たに、私の場合はもう入る墓は決まっておりますけれども、そうでなくて、本家でなくて分家の方がこれから墓を建てなければいけないということもあります。そのときに自分の子供がいても一人っ子、その次どうなっていくのだと考えたときに、100万円近くするお墓をつくって将来的に無縁墓になるということを考えたら、そういうお金を使わなくてもこういう合葬式の墓地があれば、そちらのほうが費用も安いですし、あちこち調べてみますと、小樽の場合は1体5,000円ということでもとても安くて、ほかの首都圏でいっても5万円から30万円ぐらいで入れるというメリットがあります。そういうことを考えて早くそういうニーズを把握して、小さくてもいいのです。やっぱりあったほうがよいと思いますので、早急な検討が必要かなと私は感じておりますので、もう一度そこら辺をお願いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 私のほうで今現在多々そういうご要望がないというお話をさせていただいたのは、この合葬式墓地でいきますと、やはり市の公営で建てるからにはそれなりに入る方が、要望があつてたくさん入りますよと、例えば1桁、数件であれば合葬式墓地を建てて本当にそれが成立するのかどうかという部分もありますので、その辺は少し見定めなければならぬというのがありますし、これから高齢化でひとり暮らしがふえるということにはなっておりますが、今のところまだ砂川市においてはお寺さんで永代供養をやる、これをかなりの方がお願いしているということもございますから、例えば今言われた墓をどうしても建てなければならぬ状況の場合でも、少し安いお金でお寺さんで永代供養はできるという部分もございますので、大変申しわけなくて、繰り返しになりますけれども、その辺全て総合的に判断をして必要だと思われるときにはニーズ調査も検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりましたと言いたいのですけれども、一人でも二人でも、建設費もかかるものだと感じておりますけれども、今必要なのか、これから何年か先に必要なの

かはわかりませんが、やっぱりニーズの調査というのは早目にやって、そういう方が何名いて建設費が何ぼかかってというのは多分試算できると思うのです。そういうふうにして、住んでいる市民の皆さんが安心して、自分が死んだ後のことも、砂川に住んでいてよかったという一つにもなりますので、そういう検討をされていってほしいなと思います。ということで、最後に市長、どうお考えかお願いいたします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 先般テレビを見ていますと、東京の例なのですけれども、合同の都営の共同墓地というのですか、それをつくった特集をやっておりまして、それを見ておきますと東京は墓の場所がないと。あってもすごい値段がすると、いわゆる地価が高いということで都民がとても手が出るような状況ではないと。それで、どうしても墓の必要な人は、ちょっと時間かけても埼玉県の同じ宗派のお寺のところで安い値段でお墓を建てていると。問題なのは、1人でいて子供のいない方、その方が心配されていて、どうしたらいいのだろうか。そういうときには共同のやつがないとやっぱり大変だというのは、その番組の中でやっておりまして、たまたま砂川の場合はそんなに値段が高いのかと。いったら、そういう状況にもないと。また、ひとり暮らしの方は何人いるかは行政のほうで押さえているわけですが、1つは子供がいる方はやっぱり子供がちゃんとその後を、亡くなった後をちゃんとやっていくというのが日本人の本当の心であって、私は地域コミュニティを育てようとしているときにそれが薄れていくような、助長するようなことを積極的に本来はやるべきではないのだろうかというふうに思うのですけれども、それはやっぱりニーズの中で、例えばうちの墓地の造成もそのうち限度が来るでしょうと。そして、本当にひとり暮らしで家族がいない方が本来どうしたらいいのだろうか、そういう問題も出て、永代供養という方法もお寺にあるのですけれども、やっぱり一義的にはそういう手法をとってもらうほうがいいのでしょうかけれども、状況の中では、少子高齢化の中では当然そういうことも起こり得るので、市民部長が言われているとおりやっぱり今の段階では慎重に検討させていただいて、決して否定するものではないし、恐らく東京の状況がどんどん地方に波及してくるのだろうかけれども、今もう少し頑張って子供たちが親の、年に1回でも、それが2代までだとしてもお墓参りに行くというのは日本人の伝統として必要なことではないかなというふうに私は市長として思っておりますけれども、時代の流れに抗するかどうかはわからないので、その時点でいろいろ原課のほうで検討してくれると思いますので、その辺でご理解をいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは通告に従いまして、大きな項目で3点について質問をいたします。

まず、第1点目は、安倍政権が進めようとしている農業改革案の主な内容と市内農業への影響及び市内農業の現状と今後の課題について質問をいたします。まず、(1)として、

安倍政権は規制改革会議の「農業改革に関する意見の答申」を踏まえて、ことしの秋には関連法案をまとめ、来年の国会で成立させると言っております。この農業改革案は、家族農業を基本としてきた戦後の農政を根本から覆す内容で、今後の日本農業と農村のあり方、食料の安定供給などに深刻な影響を及ぼすと言われておりますので、安倍政権が進めようとしている農業改革案の主な内容とその特徴及び砂川市内への具体的影響について伺います。

もう一点は、平成23年度から実施されている砂川市第6期総合計画では、市内農業の問題点として農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、さらには輸入農産物の増加による価格の低迷、資材等の生産コストの上昇による農業所得の低下などが挙げられておりますが、その後の経済情勢や農業情勢等の変化を踏まえて市内農業の現状と今後の課題について伺いたいと思います。

大きな2点目は、子ども・子育て支援新制度の内容と市の準備状況及び市内の子供たちへの具体的な影響について質問をいたします。2012年8月の国会で子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定され、現在政府は2015年4月1日から本格的施行を目指して準備を進めております。この子ども・子育て支援新制度によって、就学前の子供たちの保育、教育にかかわる国の制度が大きく変わると言われておりますので、この新制度の内容と市の準備状況及び市内の子供たちへの具体的な影響についてお伺いをいたします。

大きな3点目は、公営住宅入居時の保証人免除制度についてであります。公営住宅に入居するときには、多くの自治体で保証人を立てることが義務づけられていますが、近年少子高齢化社会を迎え、高齢者のひとり暮らしが増加し、入居者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合、一定の条件をつけて保証人免除規定を定めている自治体がふえておりますが、砂川市の現状と保証人免除制度についての考え方についてお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 私のほうから大きな1番目の(1)、(2)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、政府が進めようとしている農業改革案の主な内容とその特徴及び市内農業への具体的な影響についてでございますが、本年6月13日、規制改革会議が規制改革に関する第2次答申を安倍首相に提出したことを受け、政府は6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランの改定を決定するとともに、規制改革実施計画を閣議決定いたしました。この規制改革実施計画の農業分野における規制改革につきましては、競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するため、農地中間管理機構の創設を国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方等に関して、これら3点の見直しをセットで行うものであります。農

業委員会制度改革では、農業委員の選挙制度を廃止するとともに、議会推薦や団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制へ変更するとともに農業委員の定数を現行の半分程度とし、過半数を認定農業者の中から選任、利害関係がなく公正に判断できる農外者を必ず入れることとされております。また、農業委員のほかに、農業委員会の指揮のもとで各地域における農地の担い手への集積、集約化や耕作放棄地の発生防止活動、担い手の育成や支援を推進する「（仮称）農地利用最適化推進委員」を設置することとされております。農業、農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除することや都道府県農業会議及び全国農業会議所を指定法人制に移行する等の改革案が示されております。次に、農業生産法人の改革では、地域農業の多様な経営、技術の革新、新分野の価値の創出と企業化を推進するため、農業生産法人の要件について役員要件や構成員要件の緩和が示されるとともに、5年後の見直しに際し、さらなる要件緩和について状況等を踏まえ検討するとされております。また、農業協同組合の改革では、中央会制度からの新たな制度への移行や全農等の事業・組織の見直し、准組合員のあり方など、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投球できるように抜本的に見直すとし、今後5年間での自己改革を実行するよう要請しております。

次に、市内農業への具体的な影響ですが、現在の農業委員は委員会での決定行為のほか、農地の流動化の推進や担い手への農地の集積、農用地利用状況調査等による遊休農地の発生防止活動、担い手や新規就農者への支援、さらには農業者や農業関係団体等の意見をまとめ、市長への農業振興施策に関する建議などの業務を実施しております。これらの業務は、地域の農業、農村の現場を熟知し、地域からの代表として選ばれ、地域の農業者から信頼を得ている農業委員として行える業務であります。また、農業委員会からの建議により、中山間地域等直接支払事業の対象農地の拡大や施設野菜等堆肥購入補助金、ケイ酸資材の購入助成をする稲作農業振興補助金などの新たな市の農業政策も実施しております。このことから、今回の農業委員会制度改革は、農業者等の意見、要望を市政に反映しづらくなることや今後ますますふえることが想定されます離農者からの担い手への農地の権利移動等の調整活動に支障を来すことが想定されるため、地域農業の維持発展や農地の集約、有効利用に影響を及ぼすことが懸念されております。また、農業生産法人要件の緩和は、農外企業の参入が加速されることも想定され、法人の意思決定権者が地域に在住しないことによる今後の地域内農地の利用調整に支障を及ぼすことや生産性の低い農地の耕作放棄や経営破綻による耕作放棄地の増加なども懸念されます。さらに、農協改革では、農地の集約機能が低下し、過疎化が進行する中、地域における農協の組織、事業活動は重要であり、営農・販売事業を初め、信用・共済事業等は組合員のほか地域住民の暮らしにも密接にかかわっております。しかし、今回の見直しにより共同購入事業や共販事業が困難となり、価格交渉力の低下による農家の所得の減収、信用・共済事業等の譲渡により農協

の資金量が低下し、組合員勘定制度の廃止などが想定されるため、地域農業に影響を及ぼすことが懸念されております。

次に、(2)、経済情勢や農業情勢の変化を踏まえた市内農業の現状と今後の課題についてご答弁申し上げます。市内農業の現状と今後の課題につきましては、まず農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な課題として挙げられております。2010年世界農林業センサスによりますと、市内農業就業者の平均年齢は65.8歳で、空知管内の平均年齢58.2歳を大きく上回り、管内で最も高い状況となっております。平成23年から実施されました農業者戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金の創設により、ソバの作付に対し交付金が交付されたことから、高齢により水稻の作付が困難となった農業者は作業受委託等によりソバの作付をふやし、平成25年度のソバの作付面積は約250ヘクタールまで伸びております。しかし、昨年12月の経営所得安定対策の見直しにより、平成27年度からは畑作物の直接支払交付金の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定就農者に限定されるため、これまで作業受委託等によりソバを作付し、農業経営を続けていた高齢農業者が経営を断念し、遊休農地化することが懸念されるところであります。農業後継者につきましては、平成24年度に創設されました青年就農給付金事業の効果もあり、平成23年度2名、平成24年度4名、平成25年度2名、平成26年度1名の農業後継者が就農しております。農外からの新規就農者は、平成23年度1名、平成25年度2名が就農しており、現在2名の方が就農を目指し、先進農家へ研修に入っておりますが、担い手不足の解消には至らない状況であります。また、政府によるデフレ政策や円安、消費税の増税に伴い、農業用資材や肥料、飼料等の高騰により農業所得が減収しており、水稻につきましても本年度からの米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額され、さらには25年産米の在庫がだぶつき、26年産米の米価下落が懸念されており、今年度は豊作の予想にもかかわらず農業所得の増加は期待できない状況にあります。さらには、TPP交渉による農産物の自由化や政府主導による米の生産数量目標の見直しなどが懸念され、担い手の農業経営規模拡大に影響を与えており、市内農業につきましてもますます厳しい状況となっております。今後高齢化により離農する農業者から担い手へのスムーズな農地の集積や担い手に集積された農地の区画拡大等による農作業効率化に向けた取り組み、新規就農者、担い手の育成、安心・安全な農産物の生産や高付加価値化に向けた取り組みが大きな課題であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな2の子ども・子育て支援新制度の内容と市の準備状況及び市内の子供たちへの具体的影響についてご答弁を申し上げます。

初めに、子ども・子育て支援新制度につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づいて平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が

スタートする予定であります。新制度では、乳幼児期の教育、保育の総合的な提供、待機児童対策の推進及び地域での子育て支援の充実を図ることを目的として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付及び小規模保育等への地域型保育給付の創設のほか、教育・保育施設を利用する子供の家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子供を対象とする事業を市町村が地域の実情に応じて実施していくこととなっております。なお、これらの取り組みについては、市町村が地域のニーズに基づき市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に基づき保育を初めとする子育て支援の各種事業を実施していくこととなっております。

本市の準備状況につきましては、昨年12月に子供の保護者、子育て支援に関する当事者など市民10名の参画をいただき、砂川市子ども・子育て会議を設置し、計画づくりをスタートさせるとともに、本年1月には子育て世代の家庭を対象にアンケート調査を実施したところであり、現在、砂川市子ども・子育て会議においてこのアンケート結果等を参考にしながら策定作業を進めているところであります。今後におきましては、今月下旬に砂川市子ども・子育て会議を開催し、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期などのほか、子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める保育事業等の運営に関する基準などについても検討を行うこととしているところであります。

市内の子供たちへの具体的影響につきましては、現在本市におきましては保育所及び幼稚園において待機児童もなく保育することができており、放課後児童クラブである学童保育所についても、新制度において受け入れる学年が小学3年生から6年生に引き上げられるものの、本市では現在定員にあきがあれば6年生まで受け入れる体制をとっていますので、影響はほとんどないものと思われませんが、今後、砂川市子ども・子育て支援事業計画を策定していく中で市民の多様な保育ニーズを踏まえ、各事業における教育・保育の量や質を確保し、新制度において適切に対応できるように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 私から大きな3番目、公営住宅入居時の保証人免除制度についてご答弁申し上げます。

公営住宅入居時の連帯保証人につきましては、砂川市営住宅管理条例の定めにより2名の連帯保証人を必要としております。ただし、入居者が高齢者や身体障害者であることなどにより連帯保証人2名の確保が困難であると認められる場合は、連帯保証人1名でも入居を可能とし、入居者の負担軽減を図っているところであります。また、連帯保証人の条件としては、入居者と同程度以上の収入を有する者としており、連帯保証人の居住地の制限や入居者の近親者であること及び連帯保証人が独立の生計を営んでいる者であることなどの制限は設けずに、連帯保証人の確保が容易となるよう配慮しているところであります。連帯保証人は、入居者が条例、規則などの規定に違反し、または家賃などを滞納した場合

にその責めを負うこと、入居者が公営住宅を汚損、破損、毀損したときは入居者と連帯して修繕または原状回復をすることなどの責務があります。

ご質問の砂川市の現状と保証人免除制度についての考え方でありますが、砂川市ではこれまで入居申請をしたもので、入居者が全く保証人を立てられずに入居できなかった事例はないものであります。また、連帯保証人は公営住宅を適正に管理する上で重要な役割を担っていることから、入居時の契約において連帯保証人は必要なものであり、保証人免除制度の導入につきましては現在のところ考えていないところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、農業改革についてであります。ご答弁にありましたように安倍政権が農業改革の新たな課題として検討してきたのが農業委員会、農業生産法人、農協制度の見直しです。この農業委員会制度、農業生産法人、いわゆる農地制度、農協制度は、家族農業を基本とする戦後の日本農政の中心に据えてきたものであります。重大なことは、このような農業改革案が農業団体や現場の意見をほとんど聞かずに、規制改革会議での財界側の委員の主張をそのままに取り込んで迅速に出されたところに大きな問題があるのではないかと私は考えております。

まず、農業委員会制度ですが、先ほど答弁にありましたように最大の問題は委員の公選制を廃止すると、それから農業団体の推薦や議会推薦の委員も廃止をする、そして委員を半減にして市町村長の選任制というか、任命制にするということですが、先ほども言われましたように、農業委員会は農地に関する許認可権限を持つ行政委員会であるとともに、農民の代表機関である農民の議会という性格を持っております。ですから、農民の声を反映して市町村長にきちっと建議を出すことも今の制度ではあるわけですが、それすら今度なくするという事なので、まさに農民の代表機関、農民の議会という性格が失われてしまうのではないかなというふうに考えます。農業委員会は、公選法に準じて農業者から選ばれた多数を占める委員がおりまして、農家の代表機関というふうに使われてきました。その基本的な性格を否定するものであるというふうに思っておりますので、先ほども市内農業にも一定の影響があるというふうに言われましたが、基本的には農家の代表の農民の意見を反映できなくすることになるのではないかなというふうに考えますので、ここをもう一度改めてお伺いしたいというふうに思っております。

それから、農業生産法人の見直しですけれども、戦後の農地制度は、農地の所有者は利用者としてみずから耕作に従事する者を原則としてきました。これが耕作農民の生産意欲を高めて農地の持続的利用、地域の農業や農村の振興を図る上で最もふさわしい形だと私は考えております。農業生産法人についてもその延長線で、耕作に従事する者という性格が保持される共同組織に限って農地の権利を認めてきたわけですが、それを担保するため

に法人の事業は農業が中心で、出資者や役員には耕作者が中心となるよう厳格な要件を定めてきたのですが、これが農地法に位置づけられている農業生産法人という組織だというふうに考えます。これに対して今度の農業改革案は、企業の農地、企業進出を狙う財界の要望を取り入れて耕作者の協同組織という性格を失い、企業の農地所有の実質的自由化に近づけるのではないかとこのように私は懸念しているわけですが、その辺についてのご見解もお伺いしたいと思います。

農協改革については、民間のことですので、ここでは深く触れませんが、農民の共同を否定するような改革案は私は論外であるというふうに思います。特に2年前の2012年は、国際協同組合年でした。これは、国連が決定した国際協同組合年で、多国籍化した巨大企業のシェアが強まって各国の消費者、小生産者、市民が圧迫される中で弱者が力を合わせて連帯して協同組合を発展させることが必要だということで国連で議決をされております。そういう中で国際協同組合同盟は、今回の日本の規制改革会議の農協改革案に強い懸念を表明して、日本の農協と家族農業を脅かすものだという見解すら発表されておまして、安倍政権の農業改革はまさに国際的な方向にも逆行するものでないかというふうに考えております。これについては、農協の問題ですので、私はここでは質問いたしませんけれども、そういうことだというふうに思っております。

次に、市内の農業の現状と今後の課題についてであります。先ほどご答弁ありましたように高齢化率が空知管内で最も高い、それは先ほど言われました2010年の調査で65.9歳ですから、既に4年を経過しておりますので、さらに高齢化が現在は進行しているのではないかとこのように思いますが、もう一つお伺いしたいのは1戸当たりの平均耕作面積でも、耕地面積も、砂川市の場合は非常に管内に比べて少ないのではないかとこのように思うのですが、この辺についての現状もお伺いしたいと思いますし、それから先ほど言われました認定農家に、今度の政府は認定農家を重視するという方向にまた切りかわったのです。全農家に占める認定農家の割合も砂川市の場合は非常に低いようにも伺っているのですが、空知管内の状況と比べてどのようになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

さらに、具体的な問題では、市の場合は農地の区画整備のおくれもあるし、それから地籍調査も行われていないというような状況もあって、農地の移動等にもいろいろ支障を来しているという状況も伺うわけですが、その辺の現状についてもお伺いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 それでは、5点ほどご質問いただいたと思いますので、順次答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目に農業委員の関係でございます。ご質問のとおり、地域の農業、農村現場を熟知している農業委員さんということで、地域の代表というような形で今まで農業委員さんという立場で業務を進めてきましたけれども、今回公選法から除外になるということで、そういう部分においては代表といいますか、そういう位置づけでは外れるかとは思いますが。ただ、いずれにしましても農業委員さんが全てなくなるということではございませんし、そういう意味においては公選法は使わないということになりますけれども、ただそういう地域という部分をどう網羅するかという部分はございますけれども、今後につきましても農業委員という立場でのことでなると思いますが、またもう一点は先ほどもご答弁させていただきましたけれども、農業委員の下に仮称ではございますけれども、農地利用最適化推進委員という組織も今度設置するということになります。これについては、具体的な部分というのはまだもう少し見えておりませんが、いずれにしましても地域のそういう状況を把握した方たちが、農地の集約化や耕作放棄地の発生防止等を担うことになるであろうということでございます。いずれにしましても、確かに公選法という位置づけの代表からは今度外れることになりますけれども、また、市に今まで建議ということの中で意見等も出していただいていたのですけれども、ただこれらについてはまだ農業団体というほかの団体の位置づけもございますので、そういう中でまた意見の集約はできるのではないのかなと思っております。

次に、農業生産法人、会社の関係になると思います。農業生産法人の要件が多少改善してきております。具体的に会社、法人の要件についても取締役の過半数が労働提供構成員であるとか、あるいはその過半数が60日以上農作業に従事するとかということで要件設定になりますので、100%その要件がなくなることはございません。そういう中では、やはり民間企業の入りやすさという部分は確かにあろうとは思いますが、でもそういう最低限の要件は持ってきておりますので、従来と同じように農業に全然従事しない方たちの会社が入ってくるということではございません。まだ要件はそういうことで多少残っておりますので、企業が農業へ近づいてくるという部分はあるとは思いますが、そういう制限がまだ残っているということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、1戸当たりの耕地面積のご質問でございました。平成25年度の数字で申し上げますと、砂川市の耕地面積が、これは北海道の農政事務所が全道各地の面積を公表しておりますので、その数字使わせていただきますと1,530ヘクタールが砂川の耕地面積となっております。平成25年度の自作農地所有者、要するに面積少しでも持っている方々、

この方々が368戸おられます。もう一つは、農業委員の選挙人名簿に今掲載されている方々が耕地面積30アール以上となっておりますので、この人数で見ますと262戸という数字になっております。それで、1戸当たりの面積を計算しますと、農業委員の選挙人名簿に載っている262戸では1戸当たり5.8ヘクタールとなります。ただ、少しでも持っておられる方、先ほどお話し申し上げました368戸でございますので、これの人数で平均しますと4.2ヘクタール。問題は近隣の状況なのですが、これについても面積は先ほどの農政事務所の公表で出ておりますけれども、各自治体に戸数を確認いたしますと、それぞれの平均1戸当たりの所有面積が、滝川が11ヘクタール、赤平が9.8ヘクタール、芦別が10.8ヘクタールという内容になっております。また、近隣の町でも奈井江町では11.6ヘクタール、浦臼では17.4ヘクタール、新十津川14.5ヘクタールとなっておりますので、砂川の先ほど申し上げました4.2ヘクタール、あるいは5.8ヘクタールにしましてもやはり倍以上、あるいは倍近いという状況になっております。

次に、認定農業者の件でご質問いただきました。割合というお話でございました。平成24年度末で認定農業者数が砂川の場合62人ほどいます。このときの先ほど農業委員会に名簿登録してあります30アール以上であれば262戸ですので、ここで割合で申し上げますと23.66%。公表になっております近隣市の状況、これまだ24年度しかございませんので、そういう中では滝川が50.11%、赤平が55.29%、芦別が29.69%、町では奈井江町が72.57%、浦臼町が71%、新十津川町が72.24%という状況になっております。なお、先ほど24年度の近隣の比較する数字がございませんので、砂川の数、24年62人と申しましたけれども、実はことしの9月の時点で68人に認定農業者がなっております。

それと、もう一点、基盤整備の状況でございます。この基盤整備も砂川の場合、過去のには平成11年から15年あたりも基盤整備事業という部分でございましたけれども、近年の状況を申し上げますと平成24年に農業体質強化基盤整備促進事業ということで、このときに区画拡大と暗渠排水をやっております。このときの区画拡大では22ヘクタールほどやっておりますし、暗渠排水でも65ヘクタールやっております。合計で88ヘクタールほどやっておりますし、また今年度から、26年度から農業基盤整備促進事業ということで区画拡大と暗渠排水それぞれ予定しております。ことしは13.3ヘクタール、これについては区画拡大が8.8ヘクタール、暗渠排水が4.5ヘクタールということでそれぞれ予定しております。そんな状況になっておりますし、もう一点は地籍の関係でございますが、ご案内のとおり砂川は地籍やっておりません。それで、可能等々別にいたしまして、例えばそれぞれ道営あるいは国営事業あたり実施するとなれば、その事業の中でも一定程度そういう地籍の部分もすることが可能だというお話もお伺いしております。そういう中で道営、国営でやるとなったら、面的要件、受益面積の部分でございますので、なか

なか難しいのですけれども、逆に言えば面的な要件が大きいという部分がございますので、そういうことでも事業の中で取り上げることが可能だということでございます。

以上です。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、農業改革について今お話をいただきましたけれども、農業委員会、生産法人、農協改革があるわけですが、先ほど私も言いましたように、これは日本の戦後農政が基本とした家族農業を覆すものだというふうに思うわけですが、ことしは国連が定めた国際家族農業年なのです。国連は、家族農業こそが世界農業の土台であり、飢餓の解消や環境保全、伝統文化の伝承にすぐれているものとして各国に家族農業への正当な評価と支援を呼びかけております。ところが、安倍政権が進めようとしている農業改革は、この国連が定めるものに逆行していると私は思います。農業と地域社会の崩壊が広がる日本でこそ、この国際家族農業年の呼びかけに答えて実践されるものであるというふうに私は考えます。今、日本の農業は大きな危機を迎えておりますが、我が国の農政が今最も力を入れるべきものは大多数の農家の方々が農業に営むことができる条件を整えることであり、農業の担い手を新たに確保するために総力を挙げることだというふうに思っております。日本農業の基本である家族農業を守るため、今政府が進めている農業改革について農業者本位の改革に改めるよう国に強く要望していただきたいと。これは、議会での意見書も上がっておりますし、農業委員会での建議書でも上がっておりますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

それから、砂川市の農業の実態については、今お話がありました。空知管内に比べても農地面積が少ない、持っている面積が少ないし、それから認定農業者の数も非常に少ないと。これは地域の条件があるわけですから、そういうやむを得ない点があるのだと思いますが、ところが国は先ほどの答弁にありましたように認定農家しか支援をしないと、農業委員には認定農家の中から入れるべきだとかという全く認定農家を中心になるような方針が打ち出されております。高齢化も先ほど言いましたように砂川で管内一に高いということなので、砂川市として今後の農業を発展させていく上で重要なことは、私はやっぱり新規就農者や新たな担い手の育成に本格的に力を入れるべきでないかなと。そうしないと、耕作放棄地がふえたり、遊休地がふえたりしてしまうのでないかというふうに考えます。そういう意味でほかの地域よりも、現状を分析した場合、高齢化率が高いという状況もありますので、特に基幹産業である農業政策についてしっかり支援対策を講じていただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えをお伺いしたいなというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 小規模家族農業のお話もいただきました。これについては、趣

旨等についてのご説明いただいたところでございますけれども、この小規模家族農業は土地利用の持続可能性が高いとか、あるいは女性、高齢者等の就業の場の提供ができる、あるいは経営の安定性、生物の多様性の保存といった面で貢献が大きいと言われております。また、我が国の農業につきましても、また砂川市の農業もそうでございますけれども、この家族農業を中心とした農業形態でやってきているという状況でございます。ただ、一方で現在、急速に進行しつつあります農村の高齢化、あるいは後継者不足、これらを考えますとやはり集落営農化、あるいは法人化といった施策も一つのやむを得ない方向性でないのかなとは思いますが。そういう中でこの小規模家族農家を含めた農村地域に多様な農業形態が存在し、そういう中で農村地域自体が持続可能性を有することが重要でないかなと考えております。国に向けた取り組みというお話もございました。それら含めて、また近隣の状況、あるいは空知の状況等々を踏まえた中でそういうことも検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、もう一点、新規就農あるいは担い手就農へのお話をいただきました。ご案内のとおり、青年就農給付金、研修型とか就農型がございまして、私どももこの制度を活用して市内の新規就農あるいは担い手に入ってきていただくように努力しているところでございますし、また砂川市では独自に砂川市新規就農者支援事業というのを実は持っております。これにつきましては、1点が賃貸料の関係ということで、新規就農者が農地の利用権を設定した場合に5年間2分の1以内を年間5万円を限度に助成するという制度を持っております。また、もう一点は、農業経営に必要な農業用機械、施設、資材の購入、これに対しても3割以内ということで90万円を限度に助成している市独自の制度を持っております。これらにつきましては平成23年度では4件、24年度では3件、25年度では4件という実績もあります。それらの制度を持っておりますけれども、ご質問にありますようにやはりこれからは担い手、さらには新規就農者、これらの農家への参入といいますが、入っていただくことが大変重要だと認識しておりますので、その辺りも含めて今後ますますそういう農業に入ってこれるような方策を検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 時間がありませんので、農業問題の最後に、先ほど部長から答弁ありましたように現在の農家の収入の状況が非常に厳しい状況になっていると。農産物の価格低迷に加えて、ことしから米が余って米価が暴落するのではないかというふうに言われたり、あるいは市長の主要行政報告にもあったようにトマトの生産も日やけして、そして品質が落ちたとかというような状況もあったり、それに加えて円高による油や飼料の高騰、さらに北海道電力による電気料の引き上げ、生産資材の高騰など、農業所得は低下して離農せざるを得ない農家が既にもう幾つかの例があるように見えているのです。特に酪農なんかは、非常に今厳しい状況にもあるというふうに伺っているのですが、そういう点でやっぱ

り部長が言われましたように地域の農業の条件がありますから、砂川市の農業条件をしっかりと生かしていただき、そしてもちろん国の支援制度をしっかりと活用していくことは当然のことなのですが、市独自としてもやっぱり新規就農者や新たな担い手の育成のために一層努力をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援新制度について質疑をさせていただきますが、先ほどご答弁いただきましたように市の準備状況は12月定例会で条例を改正する予定のようですが、まず最初にお伺いしたいのは、新たにできた子ども・子育て支援法で学童保育は変わるのでないかと。先ほど市は余り変わらないというふうなお話もあったのですが、改めてお伺いをするのですが、学童保育に関する新支援制度では市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実施責任を強化するというふうに言われています。それから、市町村に学童整備計画を含む子ども・子育て支援事業計画を策定する義務づけをされています。それから、学童保育への補助金は、その事業に基づいて支出される交付金とすると。さらに、市町村に子ども・子育て会議を設置して事業計画の推進その他を検討する、これは砂川市も検討されているようですが、それから次、指導員の処遇の改善、人材の確保の方策を検討して所要の措置を講ずることなどが挙げられておりますけれども、この新制度によって指導員の皆さん含め砂川市の学童保育については先ほど余り変わらないことだと、全く変わらないのか、あるいは条例化しなければならないというようなこともあるようですが、その辺についての状況をお伺いしたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、学童保育の関係ということでお答えしたいと思います。まず条例化につきましては本年12月に条例を3本予定しておりますけれども、このうちの一本が学童保育の基準に関するものということで、ただ、今予定しておりますのは民間、民設民営の場合の基準という条例を予定しておりますので、現在砂川市には公設が4つ、そのうち公設公営が2つ、公設民営が2つということで充足をしておりますので、ですからここにさらに新たに加えるというような部分は今のところは必要ないと考えておりますので、それから考えていきますと今の状況のまま平成27年4月を迎えても学童保育に関してはその量、質ともに充足をするという考え方に立ちますので、そうしますと27年4月以降も今と変わらない状況になるというふうには考えております。ただ、これも子ども・子育て会議の中で検討させていただいて、ご決定をいただきながら進めていくということになっていこうかと思えます。

それと、指導員の部分につきましては、これは今現在行っている公設公営、公設民営のそれぞれの立場といたしますか、こういう部分が多少変わってはおりますけれども、ここはやはり少し検討する状況にはありますけれども、ただこちらについても現状が今十分に充足されていけば、そのままいつでも変わりありませんということであれば、これも27年

4月から体制的に変えずに進められることは十分可能であるというふうに思っています。ただ、先ほどお話ありました研修の関係ですけれども、こちらのほうは今おられる指導員の方は恐らく全員、今国のほうで言われているのは24時間分研修が必要でと。ですから、例えばこれを8時間でいくと3日間、6時間1日やるとすれば4日間は必要ですという言い方をしておりますので、ただこちらのほうも27年度に全てやるということではなくて、何年間か猶予期間を持って、その中で研修をしていただくというような方針のようですので、こちらの研修のほうは恐らく全員の方に義務づけられるだろうと思っておりますけれども、何年間の間でそれを受けていただくというようなことにはなっていないかと思えます。今の現状からいきますと、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、小学生の高学年も砂川の場合は既に受け入れているという状況もございますので、あとはこの指導員の関係ですとか、そういう人材の確保ですとか、これが現状のままでいけるかどうかというのをこれから検討していくという形になるかと思えます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今準備状況で、子ども・子育て会議で検討されることなのですが、ご承知のとおり学童保育は児童福祉法で、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに育成する責任を負うというふうに位置づけられております。そこで、直接子供たちの安全な生活を保障する仕事である学童保育の指導員の置かれている条件や環境が極めて劣悪だという全国調査が出ておまして、勤務年数がふえても賃金が上がらないというのが48.1%あったり、年収150万以下が68.2%の調査があったり、それから正規職員が少なく、多くは非正規職員、つまり非常勤、臨時、嘱託、パートなどであるという調査結果が出ております。そこで、そういうものを、指導員の皆さんの待遇改善をしっかりとしないというのが今度の新支援法の中身にあるわけなのですが、砂川市の学童保育の指導員の現状がどうなっておられるのか、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今の指導員の方の現状ということでございますが、これは公設公営の場合は市のほうで嘱託をかけるということになっておりますし、公設民営の場合はボランティアを含めた方を指導員としてお願いをしていると。このことによって、それぞれ保育料のほうで、毎月かかる金額については公設公営のほうで少し高くなっているという状況がございますので、ここの部分は今4カ所ある学童保育につきましてはそれぞれの地区で立ち上がる際の、実際にこういうふうな方向性で進みたいという部分がございます。そのことによって保育料に多少差が出てきても公設民営の場合は低いほうでやっていきたいという部分もございますので、その地区、その地区の今の学童保育の現状を踏まえながら待遇というのは考えていかなければならないと思えますし、全て公設公営のような形にしますと、これはまた公設民営から少し保育料というのは上げるというような状況に

もなりますので、これはその地区、その地区の保護者の方と協議もしなければならぬでしょうし、ただ、今までそういう形で進んでいた部分もございますので、これは今までも必要に応じてそういうお話をさせていただいておりますので、最終的にはそこで少し協議をさせてもらいながら検討させていただくということになると思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今度の新制度では、今言いましたように、結局部長が答弁されたように職員の待遇を改善すれば保育料が上がると。これは、今の介護保険制度がそういうことであって、結局介護職員の待遇改善をすれば介護保険料が引き上がるというシステムになっているのですが、今度の支援制度でもその介護保険制度をモデルにして、そしてこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付制度を改めて、利用者と事業者が直接契約する現金給付に改めるのだというような状況なども言われているのですが、これは砂川市には余り適用はされないような状況なのですが、新制度での保育所の状況については先ほども余り変わらないと言われましたよね。でも、何か入所手続が変わるのでないかというふうにも言われていて、私が聞くところによると市町村に申請して認定してもらうとか、市町村が保育の必要量を認定して認定書を交付するとか、市町村が認定書を提示して利用申請を行うとか、市町村は保護者の利用申請を受けて利用調整、あっせん、要請の過程を経て教育・保育の給付か地域型保育給付かを検討するとかというような状況あるのですが、この辺については砂川市としては関係ないのか、砂川市には適用されないのか、再度お伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 恐らく幼稚園の関係のご質問だと思います。今現在砂川には私立の幼稚園が1カ所ございますけれども、こちらのほうが、例えばこの法律に基づいて認定こども園という方向に進むとすれば、これは保育所部分については砂川市がその量、質を考えなければなりませんので、申請も砂川市が受けてという形になります。

それから、もう一つは、今現在の私立の幼稚園の運営状況については私学助成という補助金と、それから就園奨励費、それと保育料と、これをあわせた形で今運営をされております。これもこの法律に基づいて施設給付型、つまり一括補助金の形にしたいということであれば、これは砂川市がその部分仲介に入って、申請も含めてそこに入っていかねばなりませんけれども、例えばこの私立の幼稚園が今と全く同じ現状で進みたいと、認定こども園、保育関係もやりませんし、補助金についても今の私学助成でよろしいですと、これも選択の余地はあるのです。ですから、これが今それと同じ選択をするとすれば、入所の申請も補助体系も27年4月以降変わらないことになるのです。これも子ども・子育て会議の中で確定はしていきますけれども、今現在、私立の幼稚園さんからは方向性を変えたいというようなお話をございませんので、このまま進むとすると幼稚園に入る方も今までと同じ手続ということになるかと思っております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それでは、時間が迫っておりますので、最後に3点目の公営住宅入居時の保証人免除制度について再質問をさせていただきますが、先ほど部長の答弁では砂川市としては考えておりませんという厳しいご答弁をいただきましたけれども、私はあえて言いたいのですが、公営住宅法の第1条には「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」というふうに述べております。これらの趣旨からすると、本来できるだけ多くの方が公営住宅に気軽に入居できるようにすべきだというふうに思います。

そこで、お伺いしたいのですが、1996年10月の公営住宅法の改正時に当時の建設省の住宅局長から各都道府県知事宛てに「公営住宅管理標準条例について」という通達が出され、その10条3には知事、市長が特別な事情あると認めた者に対して保証人の連署を必要としないことができるとされており、市の条例でもそのようになっているというふうに思います。先ほど部長も2人でなくて1人の例も言われましたけれども、この場合、国の説明では本人に家賃の支出についての誠意と能力がある場合には保証人は必ずしも要しない、また入居人の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には保証人の免除などを行うべきであるという注意書がついているのです。2人を1人にすればいいというだけでなく、そういうふうになっているのです。ですから、砂川市の条例制定もそういうふうになっているのだけれども、解釈が私違うのではないかなというふうに思うのです。それからまた、2002年3月の住宅局総務課の公営住宅管理対策官からは、生活保護の公営住宅入居の際、保証人の要件について、事業主体の判断により公営住宅の入居に際し必ずしも保証人を要しないと通知が出されており、公営住宅の事業主体と保護の実施機関との綿密な連携に特段のご配慮をお願いするとして、公営住宅の事業主体に対してはこの趣旨が周知されるようお願いするという文書が出ていて、生活保護者について特段の事情がある場合は保証人を必要としないというの也被言われているのです。これらの通知を受けて先進的な自治体では、親類や知人との交流が長年絶えている人、保証人就任を拒否されている人、配偶者から暴力を受け、公営住宅入居等の事実を隠しておく必要がある人、保証人を確保することが困難と認める高齢者、60歳以上ですが、あるいは障害者、これは身体、精神、知的も入ります。戦傷病者、被爆者、海外からの引揚者、その他市長が特に認めたものについては減免規定をつくっているのです。なぜ砂川市は住宅局長やら対策官からの指導を受けて免除規定をつくらないのか、改めてお伺いしたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 ただいま国の通知の関係につきまして、議員さんのほうから詳

しくご教示いただいたところでございます。議員さんおっしゃるとおり、平成8年、平成14年、国のほうから通知が参りまして、入居者の努力にかかわらず保証人が見つからない場合には保証人の免除や保証人を要しないこともできるというふうに言われておりますけれども、あくまでもこれにつきましては事業主体、砂川市でございますけれども、その判断によるものであるということがまた前提ともなっているところでございます。他市の状況もお聞きしますと、そういうような免除規定を設けているところもございまして、私どものほうでも道内の他市の状況についてもお聞きしているところでございます。例えば空知管内、砂川市を含めまして10市ございまして、砂川市を除く9市では全て免除規定を設けていないということになってございます。その関係で、もちろん保証人をつけないで入居している世帯もない、そういうようなこともお聞きしております。また、道内でも函館市さんですとか登別市さんでは免除規定を設けているところでございまして、中のほう詳しくお聞きいたしますと、保証人をつけないことで滞納がたまったり、また入居者が亡くなられたときですとか入院されたときの手続ですとか、費用負担だとか、そういうものも市のほうの負担、デメリットになっているというようなお話も聞いておまして、私ども砂川市といたしましてはこの保証人、公営住宅を管理運営していく上で必要不可欠なものと考えてございますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほどお話ししましたように、無条件で保証人の免除せえと言っているわけではないのです。ほかのところもそうなのです、先進的なところは。家賃については、確実に家賃が納入されることが確約された場合、それから生活保護者については管理者から納付書をもらえば幾らでも納入できる、そういう約束ができた人たちについては保証人が必要ないのです、本当に。納入がきちっと確約される場合について、そういうことをすると。無条件にせえと言っているのではないです。

それから、もう一つは、今答弁ありましたように入居者の安否確認や連絡網が必要だというふうに言いますけれども、砂川市は今道内でも先進的な、行政と地域が連携して協力して高齢者の見守り活動を始めて、地域で高齢者の方を見守っていこうではないかと言っているわけですから、その要件は必要にならなくなってくると思うのです。問題は、家賃の滞納が今言ったようにあるから、保証人をつけないといふだけのことであって、家賃を滞納しないでする方法は幾らでも、それは本人との合意のもとでできることなので。今私たちにもたくさん相談があるのは、身内もないし、親戚もないし、それで保証人が見つからないと、議員さん何とか頼むといたってなかなか議員もそうできない、公務員の皆さんにお願いするといっても公務員の皆さんもなってくれないということなのです。そうすると、保証人が見つからなくて入居したくても入れないという現状があるのです。これは、今の社会現象で少子化、高齢化の状況なのです。先ほど増井議員からほかの問題もありましたけれども、そういう状況に今なっている時期に、ずっと今までの規定をつく

りっ放しでは本当に住民に優しい行政だというふうには私には言えないのではないかと思いますので。先ほど言いましたように公営住宅法の第1条には、本当に低廉な家賃で皆さんが安心して入れるような住宅を提供することが自治体に義務づけられているわけですから、その辺ではやはり本州のほうではたくさんできておりますので、先進的な事例をぜひ検討していただいて、私はさっき言ったように無条件で言っているのではないです。家賃をきちっと支払うことが確約されたり、そうした場合、そのことが免除規定はできないのかということを行っているわけで、その辺について全くさっきからできませんということですから、私は検討する余地があるのではないかと思います、その辺全く検討する考えはないのか、改めて伺いして質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 今ご質問ありました部分でございますけれども、決して家賃ですとか退去時の弁済金、その関係で保証人を必要としているというだけでもございません。例えば入居者が緊急時ですとか事故があったときの連絡ですとか立ち会い、それについても保証人をお願いをしておりますし、また先ほど若干お話ししましたけれども、入居者が入院をされた場合ですとか、それから死亡された場合、そのときの立ち会いですとか、それから種々いろいろな手続がございます。それらの手続、それらについてもお願いをしているところでございます。事例といたしまして、例えば入居者と全く連絡がとれないというようなときもございます。そのようなときも保証人を介して連絡をとれたというようなこともありますし、また入居者が騒音等で近所の迷惑になっているというときに、砂川市のほうからも注意いたしますけれども、なかなか改善されない場合、そういうようなときにも保証人のほうから中に入らせていただきまして大幅に改善された、そういうような事例もございます。そのような観点から、何度も同じような答弁になろうかと思っておりますけれども、現時点では入居者免除制度について考えておりませんけれども、議員おっしゃるように国の通知ですとか、それからなかなか見つけられない状況ですとか、そういうこともございますので、その辺につきましては今後社会の情勢ですとか、他市の状況ですとか、そのようなことについて十分注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひそういう点で検討していただきたいというふうに思っております。これは、重要な課題でありますので、決して無条件というふうには私は言っていないので、きちっと条件をつけた上でやっていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

水島美喜子議員の質問を許します。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 (登壇) 通告に従いまして、一般質問をいたします。

大きな1番、高齢者や認知症の方への対応について。砂川市では、市民の皆さんが将来を通じて安心して心豊かに生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成25年4月1日から砂川市高齢者いきいき支え合い条例を施行し、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の取り組みが進められています。急速な高齢化に伴い、認知症の高齢者もさらに増加していくものと思われれます。そこで、多くの市民でこの取り組みを推進するためにも、認定症についても正しく理解し、いろいろな方たちがそれぞれの立場で高齢者や認知症の方たちにふさわしい対応のあり方を認識し、実践していくことが急務であると思いますが、今後どのように推進し、市民に周知するのか、その方策について伺います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 高齢者や認知症の方への対応についてご答弁申し上げます。

認知症につきましても、一般的に加齢とともに発症率が上昇すると言われております。本市でも急速な高齢化の進行などに伴い、認知症高齢者は増加する傾向にあります。認知症は、記憶障害や理解、判断力の障害などの症状から日常生活を送ることが難しくなる場合が多く、認知症になってもできる限り住みなれた地域で安心して暮らすためには、介護や医療などのサービスのほか、地域においてふだんの生活から見守り、支え合う活動が大切であります。その前提として、認知症に対する正しい理解が必要であることから、広報すながわやホームページなどを活用するとともに、認知症に対する取り組みの企画調整等を目的として、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員などによる普及啓発活動のほか、地域で活動するNPO法人や家族会などの団体と連携関係を構築し、その活動を支援する取り組みもあわせて進めているところであります。また、認知症は、早期に対応することで症状の進行をおくらせることができるなどの効果があると言われておりますことから、本年9月から新たな事業として地域包括支援センター及び市立病院認知症疾患医療センターと連携し、専門職から成る初期集中支援チームをつくり、認知症の初期段階から自宅を訪問し、さらにサポート医の助言を受けながら最善の対応を行う認知症初期集中支援推進事業に取り組んでいるところであります。また、地域における高齢者の見守り体制の構築を図るため、昨年度から実施している地域高齢者見守り事業と連動することで支援が必要な認知症高齢者をより効率的に把握ができ、早期に医療、介護、生活支援といったサービスにつなぐことが可能になるものと考えております。将来さらに増加が見込まれる認知症高齢者に対する取り組みは、高齢期を迎えても安心して生活できる地域社

会を実現するために必要であることから、NPO法人や家族会の活動などの機会を広く活用し、周知するとともに、今後も積極的に認知症対策を推進してまいりたいと考えております。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 ありがとうございます。認知症につきましては、砂川市の公式ホームページの認知症ガイドでもとてもわかりやすく説明されておりますし、また9月1日付の広報すながわに「認知症を知ろう」というタイトルで特集が組まれておりました。全国で認知症高齢者は430万人、MCI、軽度の方が380万人、65歳以上の高齢者の3人から4人に1人が認知症またはMCIと言われていると書かれておりました。砂川におきましては人口が約1万8,100人、また高齢化率を34%とすると65歳以上の方が6,100人、そのうち3人から4人に1人ということであれば1,500人ぐらいの方が認知症またはMCI、軽度の人ということになります。砂川市では、高齢化に伴う認知症患者の増加に対応するために、砂川市立病院に10年も前から物忘れ外来を開設し、そこで診断した結果を地域のかかりつけ医と連携しまして、基本的にはかかりつけ医のもとで治療をするという地域ぐるみで支え合う取り組みをしており、連携先の医療機関は52施設にもなると言われております。そういうことでとても高い評価を得ております。私たち市民としましても大変心強く思っております。

砂川市では、認知症を正しく理解し、地域で支えるまちづくりを目指して認知症に関心のある団体等と協力して認知症サポーターの養成に取り組んでいるということですが、2回目の質問でございます。全国で現在517万人となっております認知症サポーターについて伺います。砂川市では、現在サポーターの数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、サポーターの役割をどう捉え、どういう方たちを対象に講習をしてきたのかを伺いたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、認知症サポーターの関係のご質問であります。まず、認知症サポーターにつきましては、本年8月末現在で652名の方が登録をされております。この認知症サポーターにつきましては、それぞれその地区だったり、事業所だったり、認知症に興味、関心のある方、こういう方たちから砂川市あるいは包括支援センターにお問い合わせがあったときに包括支援センターの職員を講師として派遣をしまして、約90分ぐらいのカリキュラムになりますけれども、そこで認知症の基本的な部分について講義を行うと。そこで講義を受けていただいた方には、認知症サポーターということで登録をされるという状況になりますので、役割ですとか、それからどういう方がということについては、それぞれ今のところは興味のある団体あるいは事業所の方が申し込みをされて、そこに講師が行って基本的な部分をお話しするというところでございますので、時間的にも90分ということですので、ここからもしさらに認知症のことについて深めていき

たいということであれば、さらにもう一つ上の講義を受けていただいて認知症サポーターの講師になる資格というのがございますが、こちらのほうは今市内では包括支援センター2名を含めて9名の方が講師の資格をお持ちになっているということでございますので、現実的に近くに認知症の方がいた場合に具体的に対応される、あるいは家族がそうなった場合には対応されるということになるかと思っておりますので、今現在このサポーターの方を包括的に、こういうことをお願いします、活動しますというようなことは行っておりませんので、個別にその知識を生かさせていただいているということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 誰でも認知症サポーターになることができるということで、認知症サポーター養成は2005年度から養成が始まっているようでございます。空知管内のサポーターは、5年前には約3,300人いらっしゃったそうです。現在ではメイト、講師役の方ですね、メイト301人を含めまして、1万2,000人以上にも広がりを見せているということでございます。空知管内でサポーターが多いところ、サポーターとメイトの数の合計なのですが、南幌町では総人口の約10%、非常に割合が多いということで、総人口の約10%に当たる851人がサポーターとメイトとなっているそうです。また、深川市では、2012年から3年間の目標を1,500人と定めまして、現在では約1,700人になっているそうです。岩見沢市では、本年度からの4年間で目標を5,000人と決めておりまして、市職員全員の受講を進めているほかに、企業や町内会にも講座の開催を働きかけて、もう49回も講座を開催し、1,553人のサポーターが誕生しているということでございます。砂川市では、先ほどお話にありましたように地域包括支援センターさんを中心にサポーターの養成講座などが開催されているようではありますが、日常の大変忙しい業務の中で時間をとるとするのは難しいことと思っております。きめ細かく講座を開いていくためには、やはりメイトの養成も必要であると思っております。

ここで3回目の質問をさせていただきます。認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランの中でも2017年度末に認知症サポーターの人数600万人というのを目標としております。砂川市として、サポーターとかメイトの方の養成の目標数を掲げ、増加に向けて取り組んでいくということについてはどうお考えでしょうか。また、砂川の実情に合わせた講習ができると、より効果的かと思うのですが、このことについて2点伺いたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 認知症サポーターの関係でございますけれども、まず目標を持って増加をとということでございますので、今までにおきましては包括支援センターを中心ということでございましたけれども、今般いろいろな情勢、例えば初期集中の支援チームができたり、行政と、今まででもそうでしたけれども、さらに関係機関で連携をしなければならぬという状況になってきておりますので、砂川市においてもある程度サポーター

の養成の人数、目標、これを設定をして、それに向けて講習会を積極的に開催をさせていただくという方向で考えてまいりたいというふうに思います。

また、2点目ですけれども、実情に合わせてということでございますので、まずサポーターの養成講習につきましては先ほどご答弁申し上げたとおりカリキュラムが約90分となっておりますので、恐らくその中に少し組み込めるものがあれば、それは多少入れるということになります。もし大きく変わるようなもので、例えば特出するような実情に合わせてこういう講習をいただきたいということであれば、それはサポーター講習にかかわらず包括関係者がその地区、事業所、団体に赴いてそれに合わせた講習、講演を行うというのは可能だと思いますので、その部分につきましては随時ご相談をいただければ対応させていただきますというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 ぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7月に砂川商店会連合会主催、そして砂川市立病院認知症疾患医療センターが協力ということで、タイトルが「安心できる町づくり 商店街で認知症を考える講座」というのが全4回で開催されました。そこには三十数名の方が参加されておりました。ご案内に、商店会も高齢者が安心して買い物ができるまちづくりとともに、砂川市が進めている高齢者見守りの一翼を担えればと思いますと書いてありました。認知症に限らず高齢者に対しても必要なことと思ひまして、私もお話を聞かせてもらいました。商店会が独自で認知症問題に取り組もうとするのは、全国でも非常に珍しいと新聞に書かれておりましたけれども、その4回の内容が認知症の診断と治療について、認知症支援をする方法、各地の取り組みから、認知症の方とのかかわり方について、最後は全体会で、商店街でできること、みんなで考えよう認知症の方への支援という4回の内容でございました。その中でグループに分かれてミーティングをしましたときに出た意見でございます。いろいろあったのですが、コーヒーを飲んでお金をもらっていないのに払ったと言われて困った、レジで支払い金額を何回聞いてもわからなくなる人がいて困ってしまいましたとか、また同じものを何回も買っていくのですが、本当に必要なのかなと思ひましたが聞いたら失礼なのではないかと、トラブルがあったときにどこに相談したらいいのかわからなくて困りましたというような意見が出ておりましたし、また家族の人は隠さないほうが周りの人が見ていてくれるのとか、家族の人にねぎらいの言葉をかけたり、サービス制度のことなどを勉強して少しでも教えてあげたいというような意見が、本当に困った実情とか、家族であることの経験者もいらっちゃって、その温かい前向きな思いにとても感動いたしました。また、金融機関の方もいらっちゃいまして、ぜひこういうことを職員研修したいというような前向きな意見も出ておりました。今回は受講者が商店の方ということでしたので、非常に的が絞られておりましたし理解しやすかったです。講座の内容も受講者や団体に寄り添った内容であるべきだと思ひました。

そこで、質問させていただきます。今後集客施設、例えば地域交流センターゆうだとか、ああいうような集客施設ですね、金融機関とか飲食店、また商店、そういう接客をされている業種の方向けに、実際に接客であった事例の対処法なども含めまして講座をするというようなことについてはどうお考えでしょうか。きっとより適切な思いやりのある対応ができるのではないかと思いますので、伺いたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 より状況に合った講座についてというご質問であります。この関係につきましても先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、そういうご要請があればそれに合わせた講座というのはこちらのほうからお伺いをしたいと思います。また、市の介護福祉課ですとか、包括ですとか、ここで間に合わないような、例えば医療関係のものが必要ですということになれば、NPO法人なり疾患センターなりご相談をしながら対応させていただきたいと思いますので、もしそういうご要望があればぜひご相談をさせていただいて、そちらのほうでいろいろと考えられることに合わせた講座としてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 わかりました。「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」というのがスタートしておりまして、高齢者見守り活動の手引というのも出ており、その中で活動の内容とかポイント、また留意点などがとてもわかりやすく説明されておりますが、先日近隣の町内会長さんたちとの交流会の中で、高齢者の役員が高齢者の見守りをしているという状況なので、安否確認など若い人にも手伝ってもらいたい、でもその人たちがどういふふうにかかけたり接していいかわからないと言われて困ります、というようなこともありました。先ほどの手引の中にも、対象者との信頼関係を損なうことがないようにプライバシーに配慮してと書かれております。まさにそのとおりだと思います。だからこそ、声のかけ方ですとか接し方などを学ぶことがとても大事であると思います。昨年も町内会向けの説明会などはいろいろ行っていらっしゃるようですけれども、今後、町内会に向けて高齢者、認知症の方に対する声のかけ方や接し方などを中心とした講習会を市独自で、例えば先ほどご答弁の中にもありました、こういうことをしてほしいということではなくて、こちらのほうから町内会に向けてこういう声のかけ方をしたらいいよとか、こういう接し方するといいですよといったような、そういう講習会をどんどんしていくというふうなお考えについてと、また、今小学生とか中学生向けの認知症サポーター養成講座副読本という冊子も出ました。それで、小学生用が8ページで金額的には51円で、中学生が16ページで83円ということで出ているのですけれども、小学生向けの内容が認知症って何、環境や周りの人の接し方で症状が変わりますよというようなお話、また中学生向けでは認知症を知ろうということで、家族の気持ちを理解しよう、認知症の人と接するときの心構えなどが書かれております。先ほど総人口の10%がサポーターだという南幌町なのです

けれども、南幌町の中学校では1年生が総合学習の授業に取り入れているということでございます。優しいまちづくりを進める上でも、小学生や中学生のころから高齢者の方や認知症を正しく理解して思いやりのある接し方というのを知ることも大変必要だと思いますけれども、この2点について伺います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま2点ご質問をいただきました。

まず、見守りに関して町内会の方に対する接し方ですとか、あるいは認知症の方の接し方ということで、これが市のほうからそういう説明の機会があるかどうかということでございますけれども、この見守りにつきましては今現在、各町内会さん歩いておりますので、個別にいろいろとお話をさせていただいています。個人情報も含めたそういう見守りの観点につきましては、町内会さんの役員を集めてこちらのほうから情報提供を行うということは予定はさせていただいていますけれども、個別に接し方についてどうかということについては、今現在はその予定はありませんけれども、ただこれから必ず必要になってくると思いますので、これは具体的に早急に検討させていただきたいというふうに思います。

2点目の小中学生に対する啓発等についても同様でございます。これから早急に具体的な施策で、小中学生にどう認識をしていただけるかということについては早い時期に検討して、できれば実施をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

私もいろいろな講習を受けまして、その中で印象に残ったことなのですが、認知症の方が症状に最初に気づくのは本人、だから誰よりも心配や不安を抱えていることを理解してあげてほしい。また、感情は豊か、心地よさや楽しさを感じることができる、これは大脳というのは萎縮しないからだと聞きました。昔よくやっていた料理などの手作業は意外とできたりする、これは小脳も萎縮しないからだとお聞きしました。また、昔楽しかったころ、幸せだったころのことは記憶している、語り合うことで情緒的な安定を得ることができる、歩んできた背景を大切にしていけることができたらと思ひました。また、対応への心得ということで、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないということです。つついやってしまいそうなのですが、これらは認知症ばかりではなくて高齢者全体にも言えることでもあると思ひます。いろいろな機能が低下してくる高齢者や認知症の方が地域で安心して生活するためにも、今月からスタートされました認知症初期集中支援チームなどと同時進行で認知症などを正しく理解し、思いやりのある対応を目指して市民が全体で学ぶ仕組みを構築し、そして呼ばれるのを待つのではなくて、こちらからいろいろ機会を設けてどんどんこういうことを伝えていくということが今の段階では大事ではないでしょうか。先ほども申し上げました手引にも載っております。具体的な対応、7つのポイントというのがA4判で載っております。とてもこれはわかりやすいです。それで、

こういうのを集客施設ですとか人の集まるところに置いてもらったり、また何かの折に配ったりというような、市民への周知として非常に効果があると思います。いろいろな手段で積極的に取り組んでいくことが急務であるとも思います。

最後に、善岡市長さんに意欲あるお考えを伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私が一番今気にしているのは、地域で高齢者を支える仕組みづくりの中で、今担当が全部の地域を回りながら対象者を押さえていると。今現在、認知症の方が何人ぐらいその中に入ってきたのだろうと、対象の中に。担当のほうに聞くと数名ということで、分析はまだされていませんけれども、ひどい人はグループホームなりそれぞれの施設に入っている。それにしても数がちょっと少ないのと、ひょっとしたら家庭の中で表にわからないように抑えているという人が結構いるのではないだろうか。砂川の市立病院、北海道で2カ所の北海道認知症疾患医療センターに指定されている、これは内海先生が11年の物忘れ外来をやって以来ずっと地道に活動してきた成果であり、かつ従来の精神科というのはひどくなってからしか診ないと、それは今もそうなのです。事前の対応って精神科医は本来しないと。やっている先生はごく少数で、そのうちの一人が内海先生であり、それが有名になって昨年1年間で、内海先生とよく連携とって話しているのですけれども、660名の方が全道から砂川の市立病院の認知症の診断に来てると。そのうち10%ぐらいが何でもない方、十数%が初期の認知症と、それ以外の人は完全な認知症ということで、どんどんこの件数はふえてくるでしょうと。それを仕組みの中に取り入れる唯一の方法は、認知症が普通の病気なのだ、特別なものではないと、誰でもかかる普通の病気なのだということをいかに市民に啓蒙活動をしていくか。それをやらない限り対象者の把握というのはなかなか見守る中では拾っていけないと。それが拾ってくるのなら、その台帳をもとに在宅医療に入るときでも条件はいっぱい整えていかないと、そのまますぐ在宅医療に将来的にいけるかといったら、デイサービスの問題であったり、いろんな施設の問題であったり、配食サービスの問題であったり、その仕組みを全部市が整備しないとすぐには移行しないのですけれども、まずは議員さんおっしゃるとおり啓蒙活動なり、それをちゃんとしないとなかなか、普通の病気だという認識を広めないと、そこからどんどん進めていかないと先に進んでいかない。

周りの人が理解があっても対象者がなかなか把握できないというのは、やはり啓蒙活動がまだまだ砂川市は、中空知で認知症を支える会の皆様方と一緒にあってどんどん町内会でも……やっぱり一番いいのは町内会単位なり、そういうところで理解を進めるのが一番いいのだろうなというふうに思っております。先般は商店街でやられたということで、内海先生本当に一生懸命先進的な、全国でも10本の指の中には入るだろうというふうに先生もおっしゃっていましたが、やはり砂川市は市立病院にMRI、RIがあると。そのない病院というのはそれを発見できないものですから、なかなか個人医院では難しい

のだと。それを持っている病院でないと、それと連動してできないというのがありますけれども、砂川の場合は市立病院が持っていますので、そこと連動しながら対象者診断はできますので、問題はいかに行政がもうちょっと地域に入りながら、認知症が普通の病気なのだということを啓蒙活動する必要は考えているところでありまして、そっちのほうには担当のほうにも話をしましてもう少し把握できるような、市民の意識が変わるような方策をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 とても力強いお言葉をいただきました。今後に期待しております。

これで質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

1番、総合体育館について。1年間に及ぶ改修工事によりトイレは新しくきれいになり、またアスベストの除去により健康面への不安も解消されました。さらには、LED電球への切りかえと太陽光発電により維持費も軽減化され、防犯カメラの更新により防犯面も強化されました。備品としては、バスケットゴールがt o t oの助成により更新され、内壁、外壁は塗装により明るさがよみがえりました。フロアも磨き上げられ、今後利用者にとっては格段に快適に利用できるものと思います。また、利用料金も見直されたことにより、今後さらに利用者がふえるのではないかと思います。そこで、以下について伺います。

(1)、備品について。①、貴重品ロッカーの設置について。②、貸し出し用ボール等の更新について。③、キッズルームの遊具設置について。

(2)、太陽光発電システムの有益性について。

2番、災害用備蓄品について。2011年3月11日、東日本大震災が発災後、全国の各団体等により迅速な支援が行われたことは皆様の記憶に新しいことと思います。しかし、せっかく集めた支援物資も荷姿がばらばらでトラックの4割程度しか積み込めなかったり、現地に支援物資が届いても配布のための仕分け作業を疲れ切った被災者の方がみずから行わなければならないという問題が起きました。それらの反省を生かし、災害時に必要な物資を一まとめにした防災セットのようなものを市の備蓄品として購入する考えがないか伺います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 大きな1の総合体育館についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の備品についてご答弁申し上げます。まず、①の貴重品ロッカーの設置についてであります。今回9月1日のオープンに合わせ、利用者の皆様が安心して貴重品を保管できるよう、男女それぞれの更衣室に15個ずつ鍵付きのロッカーを配置し、ご利用をいただいているところであります。

次に、②の貸し出し用ボール等の更新についてであります。現在貸し出し用といたし

ましてはバスケットボール7個、バレーボール2個、ミニバレーボール1個及びそれぞれの予備のボールを常備しており、傷みぐあいを見ながら予備のボールとの交換を実施しておりますが、今後におきましても随時予備のボールを確保しながら傷みの激しいボールについては交換し、貸し出しに支障のないよう努めてまいります。

次に、③のキッズルームの遊具設置についてであります。キッズルームにはこれまで滑り台を設置してきたところでありますが、経年による劣化が進んできていたことから、今回の改修にあわせ廃棄したところであります。滑り台につきましては、改修前から余り子供たちに利用されていない状況にもあることから、今後固定式の遊具がいいのか、玩具的な小型の遊具がいいのか、利用者の意見、要望も聞きながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2)の太陽光発電システムの有益性についてご答弁申し上げます。太陽光発電システムにつきましては、総合体育館において消費する電力の節電を目的として、1時間当たり5キロワットの発電能力を有する太陽光発電システムを設置するとともに、発電量等を表示するパネルを総合体育館に入った正面に設置したところであります。具体的な有益性についてであります。砂川市の平成24年における日照時間は1,573.7時間であったことから、年間で7,869キロワットの発電量が見込まれ、現在の1キロワット当たりの単価が14,56円であることから、年間で11万4,600円ほどの経費が削減されることになるものと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな2の災害用備蓄品についてご答弁を申し上げます。

現在砂川市では、市民による日ごろからの家庭内備蓄の促進、流通在庫備蓄、救援物資等の考え方を踏まえ、実際に避難する可能性のある人数2,000人を備蓄物資交付対象者として計画的な備蓄品の整備を進めております。本市の備蓄品は、災害時に開設される市内11カ所の避難所において必要となる食料、飲料水、毛布、アルミマット、発電機等を基本とし、避難所の使用を前提にして計画的に購入し、備蓄を進めているところであります。災害時に必要な物資を一まとめにした防災セットのようなものにつきましては、食料、飲料水などがセットとなり、箱詰めされたものなどが家庭、企業向けなどとして販売されておりますが、この防災セットは個人あるいは世帯単位の短期間用の備蓄のセットが多いものであります。このため、市の備蓄品としてではなく、家庭等における備蓄に適しているものと考えますので、防災訓練など市民に家庭における備蓄の必要性を啓蒙する際に、防災セットは災害発生時に被災地への支援にも活用できる効果的な備蓄品であることを紹介することなどについて検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、まず総合体育館について再質疑させていただきます。

まず、備品のほうの①の貴重品ロッカーの設置ということですがけれども、ロッカー室に行けば衣服とか大きいタオルとかも入れられるようなある程度ボックス型の大きいというか、通常よくあるサイズのロッカーだと思うのですがけれども、私の言っているこの貴重品ロッカーというのは、簡単に総合体育館に運動しに来る人というのは基本的に車の鍵と携帯電話と財布と、あとタオルを持ってくるような感じになると思うのですよね。ロッカーのほうにわかって行ってロッカーのほうに入れてやっていただければ、それで全然対応できるのでしょうけれども、よく温泉とかいرونなどところにある本当に簡易型の小さいサイズの貴重品ロッカーというのが、入ったところにすぐあると非常に有効に、有益に使用されるのではないのかなというふうに思いましたので、そういったことが考えられるのかどうかお聞かせ願いたいなと思います。

そして、②の貸し出し用ボールについては、体育館が物すごくきれいになったので、余計今までのものが古く見えるのかもしれないのですがけれども、ちょっと傷みが激しいボールがそのままの状態でもこれからは貸し出しされるというような感じで置いてありましたので、なかなか今回の予算に合わせて更新ということにはならなかったのかもしれない…予備のボールというような話もありましたので、予備のボールが何年眠っていたのかわからないのですがけれども、相当前にあったボールがいまだに現役であるのだなんて思っで見させていただきましたので、予備のボールというのはちょっといかがなものなのかと、今のボールの現状についての認識等あればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

そして、3番のキッズルームの遊具の設置なのですがけれども、そもそものことを言ってしまうとキッズルームの必要の有無も検討してもいいのではないかなという気もしないでもないのですがけれども、本当に昔であれば親のサークル活動というか、ミニバレーボールチームだとかバドミントン、卓球、バスケットチームも市内にもありましたし、いろいろお子さんを連れてそういうような活動をされていた方がキッズルームのほうで子供を遊ばせておきながら運動していたと、そういうためのキッズルームだったと思うのですがけれども、今はなかなか子供と一緒に体育館に行くというのは、少し大きくなれば別ですがけれども、キッズルームでおさまるようなぐらいな、幼児対象という形になると思うのですがけれども、そういった方たちを連れて体育館に現実的には行っていないということで利用者が少ないということなのだろうと思うのです。なので、もし設置するのであれば、乳幼児用のものを対象という形になるのかもしれないのですがけれども、僕なんかは逆にサブアリーナのほうとか、あっちのほうの例えば曜日によってとか、週末とかでもいいのだけれども、あっちのサブアリーナの広いところを全体をキッズルームにしてしまうぐらいな、そういうものをしまっておく部屋みたいな、そういうような感じで、夏場、冬場通して子供たちの室内で遊ぶ場所が砂川の場合はなかなか少ないということで、子どもの国等でも

最近冬に取り組んでもらったりしている部分があるのですけれども、そういうようなことも本当はできるのではないかなんていうふうに思うし、利用者数も上がっていくのではないかなんていうふうに思いますけれども、それはおいておいて、とりあえずキッズ遊具設置について今後、遊具ベストテンみたいなものがありまして、その中で滑り台とジャングルジムがくっついているようなものであったりとか、鉄棒が一緒にくっついてあるものであったりとか、最近でいえばキッズハウスみたいな、子供の家みたいな、そういうものがポールつきで人気があるというふうにも聞いていますし、あとはけが等も心配になりますが、子供用のトランポリンというのが人気があるというような順位がついていましたので、そういうようなものを見た上で、必要とされているかどうかも含めて検討していただきたいというふうに思います。

そして、(2)の太陽光発電システムの有益性ということで、今ほど年間11万円程度の電気料金の軽減というなお話でありましたけれども、そもそも月で割れば月1万円ぐらいの軽減、弱ぐらいの軽減ということになるのでしょうか、月でもいいし、年間でもいいのですけれども、総合体育館のそもそもの電気料金幾らぐらいかかっているのか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

まず、ここまでです。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 では、順次ご答弁申し上げます。

まず、ロッカーの設置についてであります。ご指摘にありましたように玄関先に、特に更衣室を利用されないで運動場に向かわれる方もいらっしゃるという現状は把握してございますので、そのような方に向けましての簡易型のロッカーの設置につきましては、設置場所のスペースの問題もありますが、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ボールの更新についてであります。確かにどのタイミングで交換するというような部分については、現場もなかなかちょっと判断つかないで迷うところはあるかと思っておりますけれども、そういう利用している方のご指摘がないような形で新しいものと交換してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、キッズルームの遊具の関係ですけれども、利用は少ないというようにご指摘もあるのですけれども、我々といしましては一定程度やっぱり必要性があるという理解をしております。その中で1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、利用される方のご希望あるいはご意見等も頂戴しながら、どういうものがあるのか十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、サブアリーナを日にちによってキッズルーム的な扱いにというご提言もいただいたのですけれども、団体の利用で埋まっているような状況もありまして、なかなか実現は難しいのかなというふうなところを感じております。

それから、太陽光発電に関しまして電気料の実態ということでありますけれども、電気料につきましては年間でございますけれども、暖房用と照明用と合わせた形で改修前には年間約280万円ほどかかっておりました。改修後は、LEDの設置、それから太陽光発電の設置によりまして約140万円で済むというような試算をしております。

以上です。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、引き続き質疑させていただきます。

貴重品ロッカーについてもお考えいただけると、検討していただけるということなので、必要性はあるのかなというふうには感じますので、検討していただきたいと思います。また、市内を見渡しますと、某閉鎖されるところに貴重品ロッカーありますので、そんなことも利用できたらいいのかなんていうふうには思いますけれども。

そして、キッズルームのほうに関しましては、子供たちの利用の関係を精査していただいた上で、ずっとトレーニング器具だとか、そういうほうの必要性も訴えられていますので、ああいうところで簡易的な省スペースでできるようなものも考えてもいいのかなというふうに思いますので、あわせて検討していただきたいなというふうに思います。

そして、太陽光発電のほうですけれども、年間今まで280万円電気代がかかっていたものが今回半分の約140万円に電気代が抑えられるであろうという中で、その中で年間太陽光発電の導入により11万円の軽減をされて140万ということで、太陽光発電もまだまだこれからというところだとは思いますが、電気代高騰もありましたり、やっぱり原発の問題等もあり、自然エネルギーを使っていくのだというようなことの形としてはすごくいいことだなというふうに思いますので、そのようなことも実際また1年間通して稼働してみた後どのような状況だったのか等も含めてぜひ報告していただきたいなというふうに思って、この質問に関しては終わりたいと思います。

それでは、2番目の災害用備蓄品についてなのですが、市で備蓄しているものに対しては2,000人対象で市内11カ所の避難施設を使用した場合の想定ということで備蓄されているというお話でありましたけれども、イメージ的には余り大規模な災害というよりは中小規模な災害を想定した備蓄計画なのかなというふうには感じるのですよね。例えば市全体が壊滅的なダメージを受けるような、本当にそういう被害がなければ一番いいのですが、あった場合でいくとなかなか厳しい部分もあるのではないかなという

ふうに考えるのです。現状で考えますと、例えば11カ所の避難施設、それが使えればいいですけども、箱的には使えたとしても水道とか、そういうものが断水状態になったりですとか、そういった部分になるとそれはまたそれで必要になるのでしょうか、市内に今備蓄されている、何カ所かに分けていろいろなものを備蓄されているというふうに聞いておりますけれども、例えばそういう場所から道路等が寸断されてあったりですとか、そういうことになる例えばそこに水が置いてありましたよということになったのだけれども、そこまで行く道が寸断されてしまっているの、ほかのものはそろっただけだけれども水がありませんとか、食べ物がありませんとか、そういったことも今の状況でいけば想定されるのではないのかなというふうを感じるのです。洪水等の話でもありましたけれども、ハザードマップの中に備蓄品のある場所がある、もちろん災害対策本部自体も水についてしまうみたいな、そういうようなあれもありましたけれども、やはりちょっとあちこちにあるもので、いざ災害が起きたときにそれを全て搬入できれば、それはある程度は備蓄品として機能するのかなというふうに思うのですけれども、ばらばらに置いてあることがデメリットになる場合もあるのではないかとということが考えられるのですよね。そういう意味である程度なのですけれども、やっぱりそういうことを想定して、市としてもそういうものが一まとめになったものが基本的にある程度備蓄されることによって、それが特に震災とか発災しにくいというか、ここならば大丈夫であろうというところにしかりと備蓄しておくことで最悪、最初の何日間を過ごせるためのものが、まとまったものがここに行けばあるというようなことを準備しておくことは非常に大事ではないのかなというふうに思うので、そのあたりの考え方についても一度質問したいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 災害時の備蓄品の備蓄の考え方につきましては、いろいろな考え方があろうかと思えます。ほかのまち等も見ますと、例えば町内会の会館にコンテナのような形で備蓄するスペースを設けて、その中で備蓄する、それらにつきましては先ほど議員おっしゃられました道路等が寸断した際になかなか道路輸送できないときの、そのためのそういうような備蓄という方法もとられているところもあろうかと思えます。現在砂川市におきまして備蓄の考え方といたしましては、現状といたしましては統一的な備蓄庫というものを建てておりませんので、今浸水地域のところも若干ございますけれども、何カ所かに分けて備蓄をしているところがございますけれども、これにつきましてはできるだけ早い時期に備蓄庫なるものを建設して、その中で一括して管理をしていきたいというふうに考えております。それらの備蓄庫につきましては、基本的には交通の便のいい、例えば北海道でありますので、雪の心配のない常日ごろから除雪がされているような、そういうようなエリアの中で建設したいと考えておりますし、当然浸水区域からは離れた地域ということで今場所の選定等も行っているところでございます。お話の中でありました道路が寸断された場合は、そういうような備蓄庫がありましても実際は備蓄品を届けられ

ないというケースも考えられると思いますので、まずは現状といたしましては計画的に水なり食料、あるいはマット等の備蓄を行っておりますので、それらを備蓄し、新しい備蓄庫を設置したその後につきましては、さきにお話をいたしましたある程度箇所を分けて保管をするということもまた考えていかなければならない部分もあろうかと思っておりますので、今の備蓄の考え方は、備蓄品はある程度まとめて搬送するという考え方の中で水なら水、食料品なら食料品ということでパック詰めというような形になっておりますけれども、それらにつきましては配布しやすい、例えば段ボールに入って1世帯ごとにまずは配布をしていく、そのようなものも必要になろうかと考えますので、それらをトータル的に考えながら今後備蓄の考え方についてまとめていきたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今回の質問の書き方として、あたかも備蓄品を支援物資的な考え方のように書いて、そうとられる部分もあるのかなと思っておりますけれども、今の現状の考え方として私は備蓄品、イコールではないにしても、全部ではないにしても備蓄品とやっぱり支援物資というのは同じ考え方なのです。もちろん自分たちがまず発災して被災したときに必要となる、それが備蓄品だと思うのですけれども、砂川市も近隣市町村と災害協定等結んでおられると思うのですけれども、そういった場合はやはりそれが支援物資としてなるものなのか、それはそれで新たに購入して、備蓄品は備蓄品で、支援物資は支援物資という考え方なのか、今回の防災セット購入に関してちょっと前段として聞いておきたいことなのだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状といたしましては、道内各市町村と協定を結んでおりますし、義士友好親善都市とも協定を結んでおまして、そちらについて何か災害あったときに備蓄品を送るということもあり得るかと思っております。現状といたしましては、今備蓄しているものを支援物資としてお送りするという考え方になっておりますけれども、これが実際的に送った先で有効に活用できるかという部分もございまして。それらを含めながら、現状といたしましてはまず市内で備蓄するという考えのもとに、まずは備蓄品の購入を続けていっておりますので、今後の考え方としてそのような考え方もあろうと思っておりますし、全国各地でいろんな災害が発生しておりますので、砂川市だけが災害がなくいいということにはならないと思っておりますので、そのようなことをトータル的に考えながら備蓄品のあり方についても今後研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 当然自分たちのまちのお金で自分たちのまちを第一に考えるというのは、それは本当に正しいことだと思いますし、そうあるべきだと思うのですけれども、中には賞味期限のあるものもあろうかと思っておりますので、ある程度5年とか、そういう感じで

食料や水については消費期限というのがあるかと思うのですけれども、それらの備蓄品の賞味期限が近づいた場合のそれらのものが一体どういうふうになってしまうのかというものを聞いてみたいのですけれども、それらについて何か予定はあるのでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状といたしまして保存年限があるものにつきましては、例えばアルファ米ですとかパン、水につきましては5年保存できるものを購入しているところでございます。備蓄品の備蓄を開始してからまだ年数が余りたっておりませんので、中には水としていただいたものについては既に賞味期限が達して、それらについては病院あるいは学校等で使っていただいた経過もありますけれども、基本的な考え方といたしましては、それらの保存年限が近づいたものにつきましては防災意識の高揚ですとか、あるいは家庭内備蓄の意識の高揚を図るために、毎年防災訓練等も実施しておりますので、その防災訓練の際に試食していただくですとか、また出席された方に配布をして理解をいただく、あるいは出前講座等も行って防災意識の高揚というものも対応しておりますので、そちらの中で対応したいというふうに考えておりますけれども、そのようなことで配布しても実際的には今後まだまだ数がふえることもあろうかと思えます。備蓄品につきましては、いろいろ調べますと国際貢献という形の中で例えばアフリカですとか、そういうなかなか食料が満たされない地域にお送りするという備蓄品の規則的なものをつくった中の備蓄品もあるようですので、それらも考えながら有効に備蓄品を、まずは市民のための備蓄品、それ以降につきましては例えば何かしら貢献ができないのかなという部分を含めまして、無駄のない備蓄品となるように今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 わかりました。まだまだこれからそろえていかなければいけないものも多々出てくるのかなというふうに思いますし、この先に関しては質問というよりは提案なのかなというふうに思いますけれども、今回広島の土砂災害で被災された方たちの中で、やっぱり災害時要支援者の方たちには一般的な備蓄品だけではちょっと足りないということで、そういう災害時要支援者、特にベッドですとか、それからおむつ交換とかする際の間仕切り、プライバシーの保護のための間仕切り等、そういったものの備蓄品も必要なのではないのかなというふうに思うのです。そこで、広島であったのは、段ボールを利用した簡易型ベッドであったり、段ボールを利用した簡易型間仕切りであったり、そういうようなことで被災者の人たちのストレス軽減であったり、プライバシーの保護であったり、トラブルであったりとか、そういったものも解消していけるのではないかなと思いますので、そういったものも備蓄していただきたいなというふうに思いますし、今ほど最終的に期限が切れそうになったら国際貢献ということも視野にという話でありましたけれども、まさに青年会議所のほうで推奨しているJ Cエイドというものがあるのですけれども、

それは一般家庭向きであったり、企業向きであったりということであろうかと思うのですが、日本全国各地の青年会議所でそれを1人1個運動ということで備蓄していこうというような動きがあるのですが、その考え方がまさにそのような形で支援物資、2人が2日間生きていける、しのげるというような防災セットが一つのセットになって、自分のためのそれは備蓄という考え方なのですけれども、さらにはどこか地方で被災地があったときには会頭の発動のもとに全国各地からそこへ搬送されると、その搬送するための費用もその5,000円の中には入っているということで、本当に自助、共助の精神で生まれたものでございます。さらに、5年が賞味期限になるのですけれども、4年間何もなく無事に過ごした暁には、4年後に国際貢献しませんかというような形で持っている方に連絡が来て、それを取りまとめていただいて、それこそアフリカですとか、そういう恵まれない地域というか、必要としている地域に搬送していただけると、そのような商品でございます。

これが例えば砂川で大きな災害があったときに市で備蓄しているもので足りれば一番いいのですけれども、やはりああいう東日本大震災みたいな未曾有の災害が起きたときには市内では当然賄い切れない部分がありますので、各地域、防災協定結んでいる各社、そういったところからの協力を得ながら全国から支援がされるということになるかと思うのです。やっぱり自分たちのことだけ考えるのではなくて、いつどこで、日本のどこで何か起きて備えていけるような、そんなことも考えながら備蓄品を用意していただきたいというふうに思います。本当に一つの考え方ですけれども、今後そのような市の取り組み方、自助、共助の考え方、そのような考え方を市民に広く周知していくということもやっぱり市民一人一人の防災意識ですとか、それから共助の心を育てるですとか、そういったことにもつながると思いますので、そのようなことも含めて今後考えていっていただきたいというふうに思います。

最後に、質問ではないのですけれども、市長の防災に対する自助、共助の考え方について何かあればお聞かせ願いたいというふうに思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 自助、共助に関する市長の考え方ということでございまして、答弁になっているかどうかちょっとわからないのですけれども、いわゆる東日本大震災、まさに500年に1回、1,000年に1回という災害で多くの方が亡くなられたと、大変痛ましいことでございますけれども、その反面多くの教訓を生み出しました。1つは、物資の問題であり、災害のあり方とその物資の問題、さらには一般では想定されない津波ということで、ライフラインである道路が1本しかない、そこがやられてしまったために大きな混乱が生じた。しからば、砂川で起きる災害ってどんな災害が想定されるのか。1つは、砂川の歴史である石狩川の氾濫の問題と。それは、ハザードマップができていますので、その範疇の中でいかに災害弱者を速やかに避難させるかと。もう一つの災

害は、可能性は薄いとはいえ、ないとは言えない、いわゆる震度6強の直下型の地震が砂川に起きると、砂川のまちは壊滅的な状況になると。恐らく道路もやられるところもあるだろうし、橋も落ちるところもあるかもしれない。計画書の中では、45%ぐらいの古い住宅は半壊もしくは全壊するだろうというふうに言われておりました、広島集中豪雨もそうですけれども、いつ災害が起きるか、どこで起きるかわからない状態ということで、首長というのはやっぱり最高責任者としてその意識をしっかり持っていないとなかなか災害には対応できないと。いざ災害となれば、夜間であれば市長は一番最初に市役所に行くような心構えでないとなかなか指揮はとれないというのが災害の教訓から出てきた各首長の言葉でございます。それで、避難勧告しても現実には1%の方しか避難しないと。残念ながらなかなかまだ意識がそういうところに行っていないというのが現状でございますけれども、とりあえず災害が起きた首長の反省としては危ないときは避難勧告するのだと、先に避難勧告出さないとだめだと、それが無駄に終わってもいいではないかと、財産が守れたというふうにとれば、命がなくなるというような言葉も聞いているわけでございますけれども、私が思うにいかに市民にいつ起こるかわからない、ずっと起きないかもしれない、すぐ来るかもしれない、そういう防災に対して、いわゆる災害に対して市民にその防災の意識をいかに持続させるかと、そういうところが首長として一番頭の痛い分野でございます。

各地区ごとに防災訓練をやっております。ただ、全部の町内を回るとなると結構な年数がかかると、1年1カ所ということで。先ほどから総務部長とのやりとりを聞いておりましたけれども、総務部長の言うとおりに今言われているものは家庭用だなという感じはしますけれども、いわゆるSUBACOでもどこでも集客のあるところにそういうものを置きながら、いかに現物を見ながら防災の意識を植えつけるか、または自分のところに、これなら自分の家庭にも1つ置いておこうというような感覚、または見るたびに災害、防災の意識を持ってもらうと、そういうような使い方も非常に有効だなと。避難訓練で1年1カ所、90町内、87町内ぐらいですか、それやるとすごい年数がかかってしまうと。だから、そういうのを活用しながら意識を高めていくと。だから、家庭用のやつで、それが家庭に普及するということは、今言われているのは自分たちの命は自分たちで守ろうと。行政が当てになるようで、いざ大規模になると行政もいろんな方面で限られた人数で出かけると、出ていってしまうということでは、行政の役割、市民の意識と市民の役割も明確にしながら防災意識を高めていきたいなと。その一手段としては、多比良議員の言われるそれをPR用と言ったら変ですけども、こういうものがあって、それを見ることによって防災の意識も持続させることができると、そんな使い方をしていきたいなというふうに思っております。そういうことでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 私どもも本年度から防災協定結ばせていただいておりますので、いろ

んな場面でそういったものを通じながら市民に防災意識を高めてもらえるような運動展開もしていきたいなというふうに思っておりますし、そういう場を提供していただければ積極的に参加していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、一般質問終わります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 私は、通告に基づきまして、大きな項目で2点の一般質問を行います。

1、砂川市立北光小学校の複式学級について。「砂川市教育委員会は、来年度砂川市立北光小学校の第2学年と第3学年を複式学級とする方針を固めた」という複式学級が決定したかのような新聞報道が8月8日にありました。このことは、事前に対象となる保護者への説明がないことから、教育委員会への不信を招くこととなり、さらにはこれを発端として「北光小学校の複式教育を考える会」が発足し、教育委員会の対応等について署名運動まで行われる事態となりました。そこで、次の事項について伺います。

- (1)、今日までの経緯について。
- (2)、複式学級に対する考え方について。
- (3)、今後の進め方について。

大きな2、市立病院の待ち時間対策について。市立病院の待ち時間対策は、積年の課題であり、予約制、ディスプレイによる待ち時間表示、順番検索システム、メール呼び出しシステム、患者用図書コーナー、患者用インターネットなどさまざまな対策が取り組まれています。そこで、次の事項について伺います。

- (1)、医療業界における待ち時間のデータ及びその対策について。
- (2)、昨年導入された順番検索システム、メール呼び出しシステム等の利用状況について。
- (3)、患者向け、医療スタッフ向けの啓蒙パンフレットの活用について。

以上、1回目の質問とします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 大きな1の砂川市立北光小学校複式学級についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、きょうまでの経緯についてご答弁申し上げます。平成26年度の北光小学校の児童数につきましては、本年5月1日の学校基本調査において1学年が7名、2学年が9名、3学年が16名、4学年が13名、5学年が13名、6学年が16名、合計で74名となったところであり、各学校における次年度の学級編制に関しましては、この学校基本調査の数値をもとに市内転居及び転入転出等、児童生徒の状況を経過観察する中で判断しているところであります。小学校の学級編制に関しましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定により、2つの学年の児童数

が16名以下となった場合は複式学級となることが定められていることから、教育委員会といたしましては複式となった場合の対応及び現在の学級数維持の方法について、学校を通して情報収集を進めるとともに、北海道教育委員会とも協議を進めてきたところであります。この間教育委員会、総務文教委員会に現状と見通しを説明する中、教育委員会としての方針の検討を進めておりましたが、一部新聞報道もあり、北光小学校の複式教育を考える会より要望書が提出されたところであります。

続きまして、(2)、複式学級に対する考え方についてご答弁申し上げます。砂川市における複式学級につきましては、過去に宮城の沢小学校、一の沢小学校、富平小学校、焼山小学校において複式学級が行われており、平成2年度の焼山小学校の閉校を最後に24年間行われていない状況であります。空知管内における複式学級につきましては、現在3市2町の14校において複式学級が行われている状況であります。複式学級とは、先ほども申し上げました「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定により、小学校においては2つの学年の児童数が1年生を含む場合は8名以下、1年生を含まない場合は16名以下の人数になる場合に適用される学級編制で、異なる2つの学年が1つの教室において授業が行われる形態であり、異なる学年が1つの教室で学びの場を共有することから、上級生が下級生の面倒を見たり、下級生が上級生を尊敬するようになったりするなど、互いを尊重する集団形成に効果があると言われておりますが、教師が指導を行う際には異なる2つの学年を同時に指導することが難しいことから、一方の学年では直接先生の指導を受けることができず、個人学習やグループ学習をする時間が生ずるため、児童には指導の形式になれるのに時間がかかることや自分の力で課題を解決する能力が必要とされることが考えられるところであります。また、少人数指導が可能であり、児童一人一人に目が届き、きめ細かな繰り返し指導が可能であるという利点が考えられるところであります。それぞれの学年のカリキュラムを組むための特別な研究が必要になってくる等の負担が生じることも考えられているところであります。

続きまして、(3)、今後の進め方についてご答弁申し上げます。教育委員会といたしましては、情報収集等を進める中、砂川市内においては今後7年間は他の小学校を含め複式となる学年が発生しない見込みであることから、北光小学校の特定の学年のみが複式学級となることに対し教育的配慮が必要であると判断し、北海道教育委員会との協議につきましても結論が出ましたことから、平成27年度以降につきましては教頭を学級担任とし、これを補佐するための教員を市費で確保することにより、北光小学校において単式学級を維持していく方針を固め、昨日8日、保護者説明会を実施したところであります。説明会におきましては、市教委の方針を説明した後、質問、意見等をいただいたところであります。保護者の皆様の理解を得るには至らず、再度説明会を開催することとなったところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 大きな2の市立病院の待ち時間対策についての（1）、医療業界における待ち時間のデータ及びその対策についてご答弁申し上げます。

厚生労働省が3年に1度実施している受療行動調査において、直近の調査として平成23年に実施された結果が公表されております。その中で500床以上の病院では、診察までの待ち時間が30分以上1時間未満の割合が22.3%で最も多く、次いで15分以上30分未満が20.3%と続き、2時間以上は6.5%という結果が出ております。全体の調査結果を見ると、病床規模が大きいほど待ち時間が長い傾向となっております。これら待ち時間の調査結果への対策につきましては、医師不足の状況や医療の機能分化等、それぞれの地域によって医療環境に違いがあることから、厚生労働省としての対応策は示されておらず、各医療機関が個別、独自の対策を講じているところであります。当院の待ち時間につきましては、全診療科の平均で1時間7分という結果が出ておりますが、その対策として予約制や総合情報システムの導入、患者用図書、インターネット端末、テレビ及びラウンジコーナーの設置等に加え、昨年10月には順番検索システム、メール呼び出しシステム等の新たな対策を講じたところであります。

続きまして、（2）、昨年導入された順番検索システム、メール呼び出しシステム等の利用状況についてご答弁申し上げます。導入から11カ月が経過した本年8月末時点での利用状況につきましては、順番検索システムの利用は1万1,057回、メール呼び出し登録者数は711人、診察状況確認画面の利用は4,355回となっているところであります。

続きまして、（3）、患者向け、医療スタッフ向けの啓蒙パンフレットの活用についてご答弁申し上げます。待ち時間を有効利用し、患者さんみずからが病気に対する理解を深め、治療効果を上げることを目的として各診療科の中待合等にはそれぞれの診療科の特性に合わせたパンフレットの設置やポスター等を掲示しているところであります。一例で申し上げますと、内科には糖尿病やがんに関するもの、整形外科には骨粗鬆症、首、肩凝り、転倒防止に関するもの、小児科にはワクチン接種や子育て等に関するものなどとなっております。医療スタッフの対応につきましては、体調がすぐれず長時間お待たせしている患者さんの身になった言動で対応するとともに、スタッフ側から声かけすることで少しでも不安や不満が解消されるよう心がけております。また、必要に応じ接遇研修を含めた職員教育も実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、北光小学校の複式学級について再質問します。

北光小学校の複式学級問題は、総務文教委員会でも報告され、検討中だったところに新聞報道があって、また説明を受けていなかった保護者の署名運動まで発展したと。市民第一、保護者の説明第一であるべきなのに、結果としてマスコミの対応が優先されてしまったというふうに見えるのは、大変遺憾だというふうに思います。その後、当初新聞報道で

は9月12日の参観日に合わせて保護者への説明会を行うという新聞報道でありましたけれども、保護者の方からの強い申し入れや委員会での論議経過、さらには私ども市議員としての申し入れ等もありまして、説明会を繰り上げて昨日9月8日ですか、行われたということなのです。きのうのきょうで大変ホットな時期なのですけれども、保護者の関心も大変高まっていますし、大きなものがあります。きのうの説明会なのですが、何人ぐらいの方が出席されて、開始時間と終了時間はどのくらいだったのか、さらにまたどのような意見や要望や発言があったのか、主なもので結構なのですが、伺います。

さらに、複式学級については、先ほどの答弁にもありましたように私も調べてみましたら「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、こういう法律に基づいて16名以下となった場合は複式学級になること、そして先ほどの説明にもありましたように平成2年度において当市においても宮城の沢小学校だとか一の沢小学校、富平小学校、焼山小学校において複式学級が実施されてきたということ、さらにまた現在でも空知管内において3市2町、14校で複式学級が実施されているという事実は理解しました。ただ、先ほどのご答弁の中で砂川市内で7年間は複式となる学年は発生しないという答弁だったと思うのですけれども、年度ごとの北光小学校の新入生の人数の見通しについて伺います。

また、北光小学校の特定の学年のみが複式学級になることについて教育的配慮が必要とのことで、平成27年度以降市費で教員を確保するという説明ですが、その期間は何年から何年まで、何年間行う計画なのか伺います。

まず、それを再質問にさせていただきます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 それでは、順次ご答弁申し上げます。

まず、昨日の説明会における参加者の人数ということでありまして。保護者の方等は、38名の出席をいただきました。また、開始、終了時間につきましては、午後7時に開始し、午後9時10分程度に終了しております。また、どのような意見、ご要望等が出たのかということでありまして、教頭を担任とした場合の課題も多いということから、教員が担任を担う体制の維持を求める要望、あるいは児童の安全配慮を求める要望、また他の自治体における体制など整理した資料を作成してほしいとの要望など、多くの質問、要望、ご意見をいただいたところであります。

続きまして、北光小学校の今後の入学者数の見通しということでありまして、平成27年度は9名、平成28年度は17名、平成29年度は16名、平成30年度は13名、平成31年度は16名、平成32年度は11名を見込まれるところでございます。

続きまして、教員確保をいつまでするのかということでございますけれども、複式学級が解消されるためには今の1年生が卒業するまでということになりますので、来年27年度以降5年間確保をしてまいりたいと考えたところであります。

以上です。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 きのうの話し合いの様について今答弁がありましたけれども、38名の方が集まって19時から21時10分まで2時間強にわたって熱心に話し合われたということで、教員の配置の仕方とか安全面についてさまざまな意見があったということなのですけれども、残念ながら先ほどの答弁とあわせて判断しますと、保護者の方の理解を得られるところまで話が進まなかったというふうに受けとめております。それで、今後、再度保護者説明会を開催するということなので、まずはやっぱり保護者の方々の理解を得られるようにしっかり努力していただきたいというふうに思います。その上でまた、教育現場で働いている先生方もいらっしゃるので、こちらの先生方にも十分に説明して一体感のとれる組織運営が行えるように、さらにまた子供たちも安心して勉強が行えるように、まずは教育委員会が努力しなくてはならないと思いますけれども、その対応についてどう考えるか伺います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ただいまご指摘をいただきましたとおり、北光小学校が学校一丸となって北光小学校の教育に取り組んでいけるように教育委員会としても十分協議検討をしてみたいと考えております。どうぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 教育長、このたびの件についてきのうの説明会の状況、先ほど簡単にご報告いただいたのですけれども、私も出席された先輩議員からもいろいろ状況を伺いました。結構熱心に話し合っただけで保護者の方からかなり切実なご意見、ご要望も出たやに承っております。ここでは言いませんけれども、そういったきのうの説明会で出された保護者からのご意見、それから今日ただいま和泉次長からお伺いした教育委員会の考え方等総合的に判断しても保護者への説明が遅かったというのが、道教委だとかいろんなところの調整もあったというようなことはわかるのですが、子供の数は決まっているわけですから、保護者としては新聞報道のほうが先になってしまっただけで青天のへきれきだったということは、これは紛れもない事実だと思いますし、驚き方というものも大変わかるような気がします。そういったことで報道のあり方というか、報道は新聞社がやるのですけれども、その対応の仕方というのは大いに反省しなくてはいけないのではないかなと私は思っているのです。今回の問題でいうと、新聞社によって微妙に報道内容が違いました。手元にも記事切り抜いているのですけれども、微妙に違うなというふうに思います。そのことが保護者に無用な心配を抱かせることになったのではないかなと、その要因の一つではないかなというふうに思います。そういうことですから、マスコミ報道のあり方というのは、マスコミの方は取材するのが仕事ですから、一生懸命です。でも、一方では、今回のように保護者のほうが置き去りにされているというようなことも発生してしまったということで、こういう

ようなことは今後発生しないように、発言が記事になった場合どのような対応をしていくのか、事前対応が必要なのか、こういった想定した取り組みも必要ではないかなというふうに思いますので、この辺の考え方があればお伺いしたいと思います。

さらにまた、私の手元に「北光小学校の複式教育を考える会」の署名に使った写しがあるのですが、これの要請事項を見ると2つありまして、1つは来年度からの北光小学校複式学級実施の解消、2つ目は複式学級についての砂川市教育委員会からの早期説明会の要望、この2項目が明記されているのですが、この内容をよく読んでみますと、先ほどのご答弁と合わせてみますと、複式学級の解消ということでは手法はいろいろあるのだらうと思うのですが、一定の考え方が出されていますよね。それから、早期説明会の要望、これも当初12日だったのがきのう8日にやっているわけです。そういう意味では、2つの項目とも一定の前進はしているのかなというふうに私なんかは受けとめるのですが、それでもきのうの話し合いの中では合意に至らなかったということについては、保護者と教育委員会の進め方、これについていささか反省しなくてはいけない部分があるのではないかなというふうに思うわけなのです。また、さっきご答弁の中でありましたように、複式学級のあり方、教頭先生を担任として云々というあたりが、あとは補佐する先生を新規採用していくという考え方が出されていたと思うのですが、その方法をめぐっても食い違っているというようなことを聞いておりますので、これはまだまだ保護者と話し合っていく必要があるなというふうに私も受けとめました。教育委員会は、今後も十分に話し合っていくということなのですが、もう一つ背景にはやっぱりこういうふうになってしまったのは教育委員会と保護者の、これは言いたくはないけれども、信頼関係が十分ではないから、このようなことになっているのではないかなというふうに思うわけなのです。それらも含めて教育長の考えなり思いがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 北光小学校の平成27年度の学級編制に関しましては、昨日の説明会において本来第一に保護者の皆様にご説明を申し上げるところ、新聞報道が先行し、説明会が新聞報道後の開催となったこと、そして議員おっしゃるとおり何よりも保護者の皆様、関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけしたこと、また署名活動などで大変な労力と貴重なお時間、お手数をおかけしたことなど、大変申しわけなく、心から深くおわびを申し上げたところでございます。今回の件につきましては、教育委員会と保護者双方における課題の共有、情報の共有の面からも進め方について深く反省しているものがあります。そして、何よりも保護者、市民の方々に教育委員会に不信を招くような進め方となり、深く重ねて反省をいたしております。このたびの一連の対応を猛省し、二度と繰り返すことのないよう教育行政の推進に取り組んでまいり所存でございます。

また、昨日の説明会では、教育委員会の方針、提案について十分なご理解がいただけず、今月中に再度説明会を開催することとなりましたが、保護者、地域の皆様にはより丁寧に、

より十分にご説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 雨降って地固まるではありませんけれども、ただいまの教育長からの謝罪と釈明もあったと思います。真摯に受けとめたいと思います。保護者と十分に話し合っていたいただいて、よりよい解決方法を見出すように努力していただきたいと思いますし、教育委員会の信頼が回復するように頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

以上で大きな質問の1を終了いたしまして、大きな質問2、市立病院の待ち時間対策について再質問をいたします。これインターネットですけれども、医療機関の待ち時間対策を解決する究極の3つの方法というのが載っております、1つは医師の数をふやすこと、2つ目は患者の数を減らすこと、3つ目は診察時間を削ることとありました。これは、ブラックユーモアなのですけれども、一面本質をついている部分もあるのではないかなと思います。それだけ待ち時間対策は難しいことを物語っているのではないかなというふうに思っております。先ほどの答弁の中では、砂川市立病院では待ち時間は平均してたしか1時間7分とおっしゃっていましたよね。平均ですから、でこぼこあるのだと思います。自分の経験からいうと、自分は糖尿病で内科にかかっていたのですけれども、採血検査から診察、会計までを含めると、1回市立病院に行くと最低でも二、三時間はかかっているよというのが実感なのです。もちろん採血検査の分析をする待ち時間もあると思うのですけれども、それらを含めても二、三時間かかっているなど。そして、あわせて新患が来たりとか急患が入ると、それ以上の待ち時間を感じているのです。そのほかに、診察だけではなくて、患者は院外薬局で薬ももらわなくてはいけないと、またそこでも待たなくてはいけないということで、どうかすると砂川に住んでいても病院に行くことが一日仕事になってしまうということも間々あるということなのです。この平均時間、1時間7分ということなのですけれども、診療科ごとの待ち時間について把握しているのかどうか、この辺あればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

次に、順番検索システム、メール呼び出しシステム導入後は、先ほど11カ月ということでもまだ1年たっていないところで恐縮なのですけれども、順番システムが1万1,000回ですか、メール呼び出しシステムの登録者が700人強ですか、とのことですけれども、病院側のホームページの月別平均外来者数がたしか一月当たり2万2,000から2万3,000人ぐらいなのです、毎月お越しになる患者さんが。それと比較すると、まだまだ登録者、利用者数が少なく、これはまだまだ宝の山だぞというふう感じたわけなのですけれども、IT関連、パソコン関連は若年者はよく利用するのですけれども、年齢が高まるにつれて利用する、あるいはだんだんしなくなるというような率も高まってくると思うのです。ばらつきもあると思うのです。そういう意味で今過渡期だと思うのですけれども、せっかく導入したシステムですので、今後ともしっかりPRしてより多くの患者さんに利用されるように努力してほしいなと思うわけなのですが、この辺のお考えについ

て伺います。

さらに、各診療科に合わせたパンフレットを設置していることは非常にいいことですし、私も待ち時間利用させていただいております。ただ、医療情報のパンフレットもさまざまなものがありますよね。今設置してあるのは、どちらかという病状に合わせたPRなり対策なり、そういったものの教育向けのパンフレットが多いと思うのです。待ち時間という意味でいうと、例えば医者にかかる10カ条とか、医者と患者のコミュニケーションを円滑にするようなパンフレットというか、そういうものもあるのです。こういうものを、より賢い患者さんになっていただくということも待ち時間を解消する一つの方法ではないかなというふうに感じるわけなのですが、このような患者さん教育と言ったらちょっと誤解招くと思うのですが、医師と患者さんとのコミュニケーションをより円滑に図るパンフレットも備えていただいたらどうかと、さりげなく患者さんにも気づいていただくような取り組みもいかがかなというふうに思うわけなのですが、この辺はいかがでしょうか。

さらに、スタッフの接遇研修については、先ほど必要に応じて行っていますというようなご答弁だったと思うわけなのですが、必要に応じてではなくて、ぜひ継続して反復して可能な限り、内部の教育も結構なのですが、外部の新しい目を見たプロの先生方による教育も大変重要かと思うので、外部機関を活用した研修についてもぜひご検討願ひ、実行していただきたいなと思っているのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

以上、再々質問とします。

○議長 東 英男君 増山裕司議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 ただいま4点ほどご質問がございましたので、順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、診療科ごとの待ち時間についてということですが、先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、当院における受け付けから診察開始までの待ち時間の調査結果は1時間7分と、これにつきましてはあくまでも初診患者、さらには再診の患者さんを含めました平均値でございます。したがって、当然議員からお話あったようにそれ以上の方もいらっしゃる、それ以下の方もいらっしゃる。特に初診の方では、かなり長い時間お待たせしているといった調査結果になっているといったことでございます。そこで、主な診療科の待ち時間でございますが、内科が1時間56分、循環器内科では1時間

8分、小児科37分、外科1時間9分、産婦人科1時間37分、眼科1時間3分などとなっているところでございます。

続きまして、順番検索システム、メール呼び出しシステムにつきまして今後とも積極的なPRについてどう考えていらっしゃるのかということで、その関係についてご答弁申し上げます。実は、現在のシステムでは診療科別、さらには年齢別といったこれらの統計をとることができないシステムとなっております。詳細な利用状況がしたがって把握できていないわけですが、特にスマートフォンが普及しているような現代でございます、やはり若い世代を中心に利用されているといったことでの認識であります。今後において、PRということでは既に実施しておりますが、院内でのPR用のチラシ設置、さらにはポスターの掲示、それと院内にあります大型ディスプレイを使つての周知、それとコンシェルジュを活用して患者さん個々への利用を促すと、こういったことはやはり今後とも継続してまいりたいと。それと、現在このシステムの登録方法といったものを実はもっと簡素化できないのかといったことを目下システム業者と協議中でございます。そういったことで、このシステムがより利用されるようなシステムにしていまいりたいというふうに現時点で考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

続きまして、パンフレットの関係でございます。医師と患者さんのコミュニケーションをより円滑にするパンフレットといったことで、特に医師にかかる10カ条ということでのお話もございました。実は患者さん、それとご家族が病気に向き合つて病気を理解すると、これは非常に大切なことであると同時に、やはり治療といったものが医療機関側と患者さん側の共同作業と言われているところでございます。こうしたことから、この医師にかかる10カ条ですか、ここには患者さんにメモをとっていただくといったこと、さらには症状をしっかりと伝える、さらには納得できないことは質問すると、こういったことなどが医師とのコミュニケーションを円滑にするためということで医師にかかる10カ条、さらには新医師にかかる10カ条なども出ているようでございますが、これらの設置につきましては鋭意設置に向けて検討してまいりたい、そのように考えております。

それと、4点目でございます。スタッフの研修の関係で必要に応じてではなく、可能な限り実施するお考えはということでございます。スタッフの接遇研修につきましては、この待ち時間に限らず必要なスキルといったことで必要に応じてこれまで実施してきておりますが、議員からお話のあった外部機関の活用、こういったことの必要性もやはりあるのかなと思っておりますので、これらにつきましては今後院内で検討させていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今事務局長のほうから期待する以上の答えが出てきましたので、理解しました。

それで、院内にご意見箱というのが何カ所か置いてありますよね。あの中に待ち時間に関する苦情というか、あるいは改善策を求めるような要望だとか、そういったものがあるのかなのか、あればどのようなものがあってどういう対策を今まで講じてきているのか、この辺についてお伺いしたいなというふうに思います。

それから、先ほどの事務局長の答弁の中で、システムのいろいろな有効活用について今業者の方とも話し合っている最中ということなので、大型ディスプレイをあちこちに置いてあって非常に重宝しているのですけれども、先ほどの医師にかかる10カ条的な啓蒙、教育もあれをうまく活用できないかななんて思っておりますので、検討の中に加えていただければと思っております。

さらにまた、砂川の市内のある歯科なのですけれども、歯医者さんなのですけれども、非常に便利なシステムがありまして、予約忘れを防止するために携帯を登録しておく、そこにメールが前日に入ってくるのです。あしたは何時から診察時間ですよというようなのが非常に重宝しているのです。確認メールシステムとかなんとかというのですけれども、それを市立病院で今すぐではなくてもいいのですけれども、だんだん携帯なりスマホが定着することによって利用者がふえることによって、この辺はシステムさえしっかりすれば、予約すれば自動的に配信できるものではないかなというふうに理解しているわけなのですけれども、この辺も検討していただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 3点ほどご質問があった関係につきまして順次ご答弁申し上げますが、まずご意見箱の関係でございます。

ご意見箱につきましては、やはり正直申し上げて待ち時間が長いと、こういったご意見を数多くいただいているといったところでございます。このご意見をいただいた後に、それらについて回答を要するものについては回答をしているところでございますが、議員ご存じのとおり予約の患者さん以外にも予約なし、さらには初診、そして重症の方、そしてさらには救急の方が来られるということで、それらを同時に診ているといったことから、やはり待ち時間が発生している現状であること、こういったことであるとか、先ほどブラックユーモアといったお話もありましたが、医師数というものはそう簡単にはふやすことができない今状況にあること、さらに軽症の方や症状の安定した方、そういった方につきましては市内の開業医というか、転院といったことも含めお勧めしているのですが、なかなか了承もいただけないと。やはり当院での治療を希望されてくると。それで、待ち時間そのものを短くするというのは非常に難しい問題であると。そういったことから、待ち時間を有効に活用していただくこうといったことでご説明は申し上げているところでございますが、病院への患者さんの一番の不満というのがやはり診察までの長い待ち時間、これにつきましては厚生労働省の調査でも常に1位といったことを占めておると。そういったこ

とから、医療機関においてこの待ち時間といったものの短縮がやはり長年の懸案となっているのは事実でございます。この待ち時間の問題につきましては、その長さといったこともございますが、いかにいらせらず、またストレスを少なくさせるのか、そしてそういった状況で待っていただけるのか、そこが一つの大きなポイントになってくるのかなということも思っているところでございますが、当院におきましてもこれまでいろんな工夫をしてきておりますが、今後とも地道に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、この点についてはご理解を賜りたいと存じます。

それと、先ほどお話あった大型ディスプレイを活用してそういった医師にかかる10カ条的な患者さんへの教育と言ってはなんなのですが、お知らせするようなことを検討に加えていただきたいといったことでございました。これにつきましては、先ほど申し上げました単に配置するより、せっかくある院内施設の有効利用も含めまして、何とかこういったものにも組み込めないのか、これらについてはぜひとも検討してまいりたいと。特に先ほど来お話のある医師にかかる10カ条的なものが、若干イラスト的にも示されているようなものもあるやにお聞きしておりますので、そういうものも含めて鋭意検討させていただきたいと思えます。

それから、予約をしたのを忘れないがために前日確認のメールをいただけるといったシステムを歯科ですか、歯医者さんでそういったシステムで携帯に入ってくるというお話でございましたが、私もその辺はちょっと存じ上げず、申しわけないのですが、ただ歯医者さんがどの程度の方にメールを配信している数というのはちょっと私も把握してございませんが、当院規模で仮にそういったものを配信するとなると、職員の手作業になってくるのかなと、今現在でいけばですが。やはりそういったことから、数の関係から非常に難しいのかなというふうには考えます。この種のものは何らかのシステム的な対応が必要なのかなと思えますし、また当院のように市内より市外の方が多いと、そういったときに誤って配信して間違えて来られたといっても、公共交通機関等を使って、一例で申し上げますが、芦別なり、さらに美唄市などから来られるお客さんに違っては申し上げられないような事態にもなっては困りますので、そういったことも含めまして患者情報といったものを安全に取り扱うといったこと、それと的確かつ確実にそういったご案内ができるようなシステム、そういったものについてやはり1つは先進事例、歯医者さんの事例が先進になるのか、私も存じ上げないのでちょっとわからないのですが、やはりある程度の規模の病院、そういったものの先進事例などを今後まずは調査させていただきたいと。その上で研究してみたいと、そのように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。待ち時間対策って答えはないのだと思うのですね。今事務局長おっしゃったように、粘り強く可能なものは取り組んでいって繰り返し繰り返し反復継続していくということで患者さんに理解してもらおうという方法と、それから

今いろいろなグッズありますので、そういったものを活用して取り入れていくということだろうと思うので、今局長が答弁された内容について、また時間がたちましたらお伺いして、より有効な待ち時間にしていきたいなというふうに思いますので、ぜひ検討して実行できるものは一つでも二つでも取り入れていっていただきたいなというふうに思います。そのことが市立病院にとっても、中空知のセンター病院ですし、我々も自慢できるような病院でございますので、よく顧客満足度といいますよね。患者満足度というのがあるのかどうかわかりません。でも、患者さんにとってもあの病院に行けば私の健康は守られるのだと、多少待っていてもそのことが苦にならないよというような待ち時間のあり方というものをご研究していただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時25分